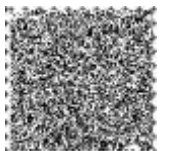
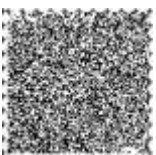


第4期大分市障がい者計画

令和7年3月
大 分 市





は じ め に

本市では、2020（令和2）年3月に「第三期大分市障害者計画改訂版」を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も分け隔てなく、安心して暮らすことのできるインクルーシブ社会の構築を目指し、障がい者への虐待防止や就労支援の推進、医療的ケア児に対する施策の拡充をはじめ、障がいがある方々の社会参加や地域生活の環境整備など、各種障がい者施策を推進してまいりました。



この間、国においては、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」の批准を契機に、2024（令和6）年4月施行「改正障害者差別解消法」による、障がいがある方々に対する事業者の合理的配慮の提供義務化をはじめ、2021（令和3）年9月施行「医療的ケア児支援法」、2022（令和4）年5月施行「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」などにより、物理的・制度的な障壁や、情報面の障壁、意識上の障壁を取り除くための様々な法整備が進められてきました。

また、近年は災害や感染症等の社会的課題を背景に、障がい者福祉の課題も多様化しており、よりきめ細かなニーズへの対応が求められております。

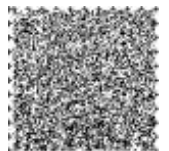
障がい者を取り巻くこれらの現状を踏まえ、このたび本市では、障がい者施策の基本的方向について定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために「第4期大分市障がい者計画」を策定いたしました。

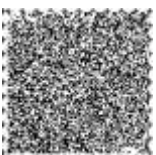
本計画では、「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『地域共生社会の実現』」を基本理念とし、障がいのある方への理解促進をはじめ、地域で安心して暮らせるための環境整備等により、障がいのある方もない方も、心豊かに充実した生活が送れるよう、関係機関等と連携を図りながら、各種施策の推進に取り組むこととしておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました「第4期大分市障がい者計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体並びに関係各位、また、貴重なご助言・ご意見をお寄せいただきました多くの皆様に対し厚くお礼申し上げます。

2025（令和7）年3月

大分市長 足立 信也





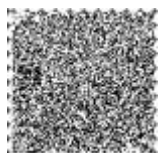
目 次

第1章	計画の概要	1
1	第4期大分市障がい者計画の策定にあたって	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	2
4	障がい者の定義	3
5	計画の基本的な考え方	3
	(1) 計画の基本理念	3
	(2) 計画の基本目標	4
	(3) 計画の体系	6
6	計画の進行管理	7
7	SDGsへの取組について	8
第2章	障がい者の状況	9
1	身体障がい者の状況	9
2	知的障がい者の状況	11
3	精神障がい者の状況	12
4	共同生活援助（グループホーム）の状況	14
5	障害者支援施設及び生活介護事業所の状況	14
6	雇用・就労の状況	15
7	就労支援事業所などの状況	16
8	難病患者の状況	16
9	特別支援学級等の状況	18
10	通級による指導の教室及び対象児童生徒の状況	19
11	医療的ケア児の状況	20
12	障がい福祉に関するアンケート調査からみる現状	21
	(1) 当事者アンケート調査	21
	(2) 団体アンケート調査	25



第3章	施策の現状と課題及び計画	27
1	障がいのある人への理解を深めるまちづくり	27
	(1) 差別解消に向けた啓発・広報の推進	27
	(2) 福祉教育の推進	29
2	社会や地域で活躍できるまちづくり	30
	(1) 学校教育支援体制の充実	30
	(2) 雇用・就労の促進	32
	(3) 社会参加の促進	34
3	安心して安全に暮らすことができるまちづくり	36
	(1) バリアフリー化の推進	36
	(2) 移動・交通対策の推進	37
	(3) 防犯・防災対策の推進	38
	(4) 権利擁護の推進	40
	(5) 「親なき後」の支援	41
4	心豊かに充実した生活をおくれるまちづくり	43
	(1) 相談体制の充実	43
	(2) 情報アクセシビリティの推進	45
	(3) 保健・医療の充実	46
	(4) 発達障がい児（者）等への支援	50
	(5) 医療的ケア児への支援	52
資 料		53
1	第4期大分市障がい者計画検討委員会設置要綱	53
2	第4期大分市障がい者計画検討委員会委員名簿	55
3	第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会設置要綱	56
4	第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会委員名簿	58
5	計画策定の経過	59
6	用語解説	60

難しい用語等については、P60に用語解説があります。（＊アスタリスクを本文中に記載しています）



第1章

計画の概要

1 第4期大分市障がい者計画の策定にあたって

本市では、平成25年3月に障害者基本法に基づく「第三期大分市障害者計画」（令和2年3月「第三期大分市障害者計画改訂版」策定）を策定し、＊ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も分け隔てなく安心して暮らすことのできる＊インクルーシブ社会の構築を目指し、障がい者施策に取り組んできました。

近年、障がい者は増加傾向にあり、障がいの重度化、複雑化等により、障がい者のニーズも多様化する中、発達障がい児（者）や＊医療的ケアへの支援、さらには高齢化に伴う親なき後の支援など、様々な対応が求められています。

国においては、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（＊障害者差別解消法）の改正や「＊医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（＊障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行など、＊共生社会の実現に資する法整備が行われました。

また、令和4年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（＊障害者総合支援法）が改正され、障がい者の地域生活や就労の支援の強化も図られました。

本市においても、障がい者への虐待防止や就労支援の推進、医療的ケア児に対する施策の拡充など、障がい者の社会参加と地域生活の環境整備に取り組んできました。

さらに、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がい者に対する理解が深まり、共生社会の実現に向けて「＊心のバリアフリー」や「＊ユニバーサルデザインのまちづくり」が促進されるなど、障がい者の取り巻く環境は大きく変化しています。

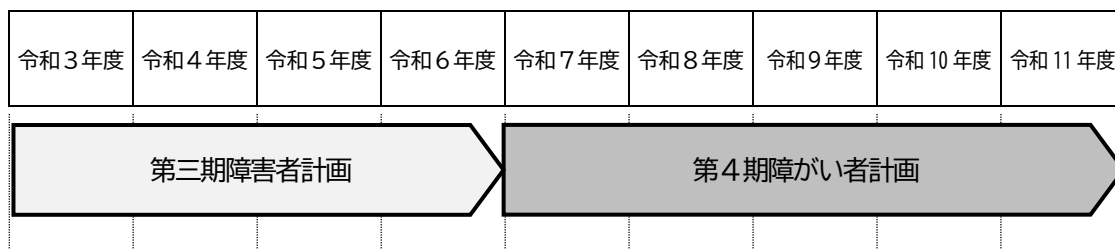
こうした動きを受け、本市では「第三期大分市障害者計画改訂版」の取組を検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ、新たに「第4期大分市障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策を進めていきます。



2 計画の期間

令和7年度を初年度とし令和11年度までの5年間とします。

なお、国や県における計画変更や障がい者を取り巻く社会状況の変化により、計画変更の必要が生じたときは、適宜所要の見直しを行います。

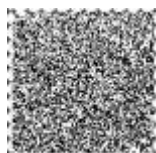
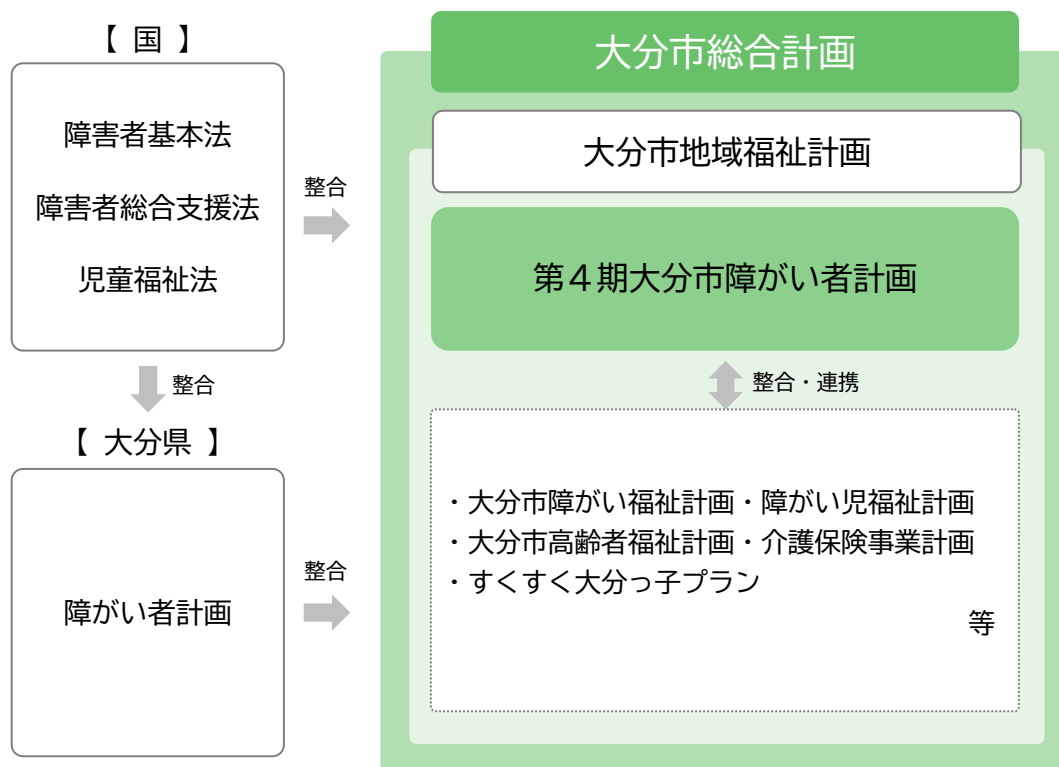


3 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づき、大分市総合計画を最上位計画、大分市地域福祉計画を上位計画とし、今後の障がい者施策の基本理念を定めたものです。

なお、数値目標については、大分市障がい者計画の分野別計画として「大分市障がい福祉計画」に定めています。

【位置づけ図】



4 障がい者の定義

本計画の対象となる障がい者は、障害者基本法の第2条の定義に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限りません。

5 計画の基本的な考え方

（1）計画の基本理念

本市では、「第三期大分市障害者計画」において、「障害者の権利に関する条約」が示す障がい者の権利を確保するため、その権利の実現を阻む社会的障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、障がい者の社会参加を可能にするための施策を一層推進し、障がいのある人もない人も分け隔てなく安心して暮らすことのできるインクルーシブ社会の構築を目指してきました。

本計画では、「第三期大分市障害者計画」の基本理念や方向性などを引き継ぐとともに、*地域共生社会の実現に向けて、「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できる『地域共生社会』の実現」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが地域とともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「地域共生社会」の実現



(2) 計画の基本目標

基本目標1 障がいのある人への理解を深めるまちづくり

地域において、全ての人が障がいの有無、障がいの種別等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会を実現するためには、障がい及び障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動をさらに推進するとともに、学校や地域における福祉教育を充実します。

基本目標2 社会や地域で活躍できるまちづくり

障がいのある人の自立した生活には、働く場所の確保や障がい特性等の理解促進、安定した収入などが必要です。一般就労の支援では、企業への雇用促進や職場環境における配慮等の啓発を行い、*福祉的就労の支援では、障がい福祉サービスによる社会参加や物品等の*優先調達等による工賃向上を促進します。

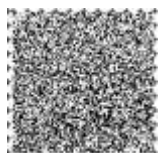
さらに、障がいのある人が、スポーツ活動やレクリエーション活動、文化・芸術活動に参加し、生活に生きがいをもたらすことができる環境づくりを推進します。

基本目標3 安心して安全に暮らすことができるまちづくり

障がい者を含めた全ての市民が利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインの観点に基づいた公共施設等の*バリアフリー化を推進し、障がいのある人が、容易に外出ができる生活環境の整備に努め、外出支援や社会参加を促進します。

また、障がいのある人が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で防災・生活安全対策に取り組むことが重要であり、災害や犯罪に遭った場合に被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな取組や支援を実施します。

さらに、障がい者の権利を守るため、*日常生活自立支援事業や*成年後見制度の利用促進や適切な活用に向けた普及啓発を図るとともに、相談業務や、制度の広報・普及活動を進めます。



基本目標4 心豊かに充実した生活をおくれるまちづくり

相談支援につながない人への働きかけも含め、相談窓口及び事業内容の周知を図ります。

また、障がいのある人が可能な限り、自ら情報を取得し利用できるよう、広報紙や市の公式サイト等の様々な手段で、見やすく分かりやすい情報提供を行うとともに、障がいのある人が自立した生活や社会参加において、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーションの支援を促進します。

さらに、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・*リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。



(3) 計画の体系

[基本理念]

障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが地域とともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「地域共生社会」の実現

[基本目標]

1 障がいのある人
への理解を深め
るまちづくり

2 社会や地域で
活躍できる
まちづくり

3 安心して安全に
暮らすことがで
きるまちづくり

4 心豊かに充実し
た生活をおくれ
るまちづくり

[施策の方向性]

(1) 差別解消に向けた啓発・広報の推進

(2) 福祉教育の推進

(1) 学校教育支援体制の充実

(2) 雇用・就労の推進

(3) 社会参加の促進

(1) バリアフリー化の推進

(2) 移動・交通対策の推進

(3) 防犯・防災対策の推進

(4) 権利擁護の推進

(5) 「親なき後」の支援

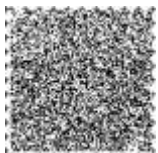
(1) 相談体制の充実

(2) 情報アクセシビリティの推進

(3) 保健・医療の充実

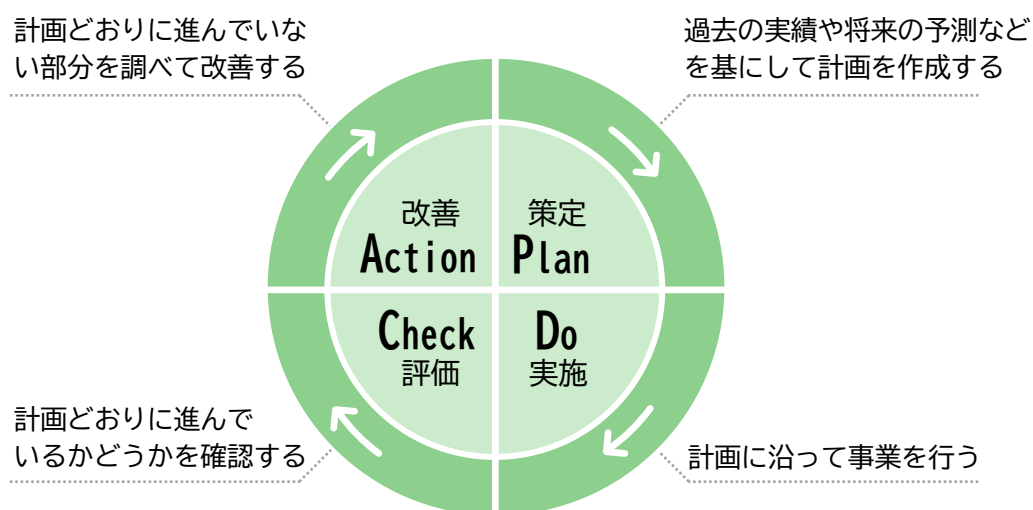
(4) 発達障がい児（者）等への支援

(5) 医療的ケア児への支援



6 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、PDCAサイクルを実施し、定期的に進捗状況の確認を行い、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



7 SDGsへの取組について

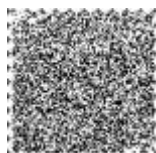
SDGsは、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、2030年（令和12年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17の開発目標が設定されています。

【17の持続可能な開発目標】



資料：国連広報センター

本計画では、地域共生社会の実現に資する分野に対する取組を推進することで、以下に掲げる10の目標達成に寄与します。

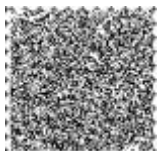
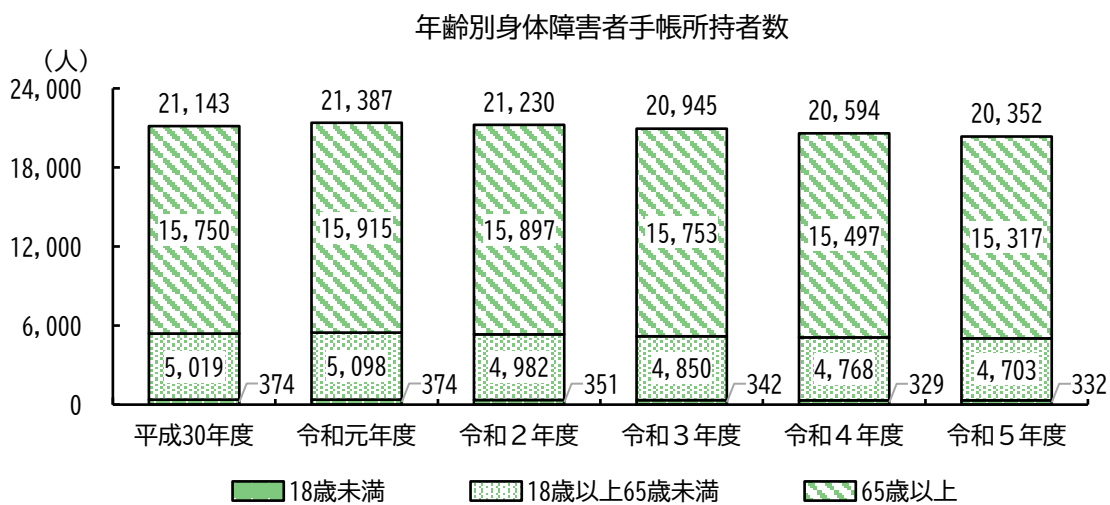


第2章

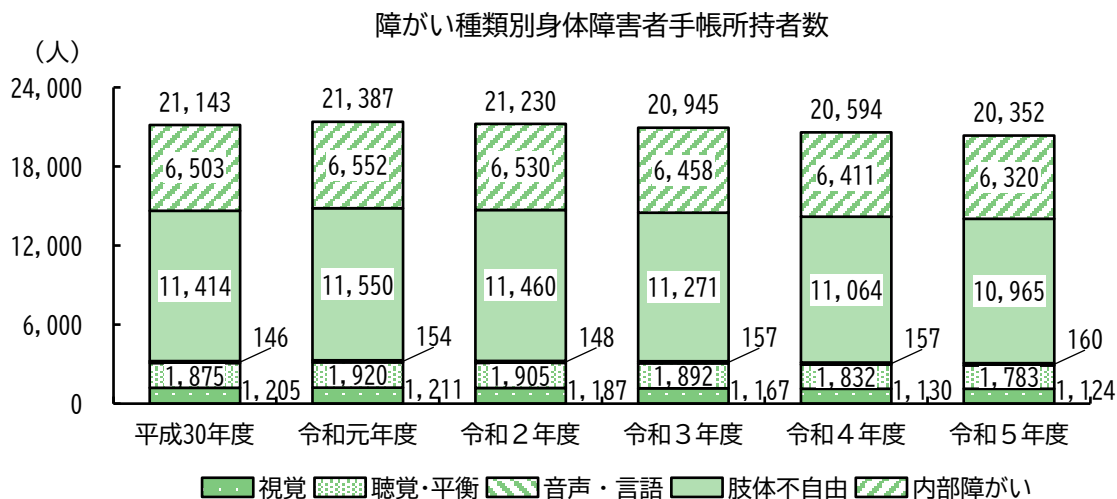
障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

身体障がい者数は、令和5年度末現在20,352人で平成30年度と比較すると791人減少しています。

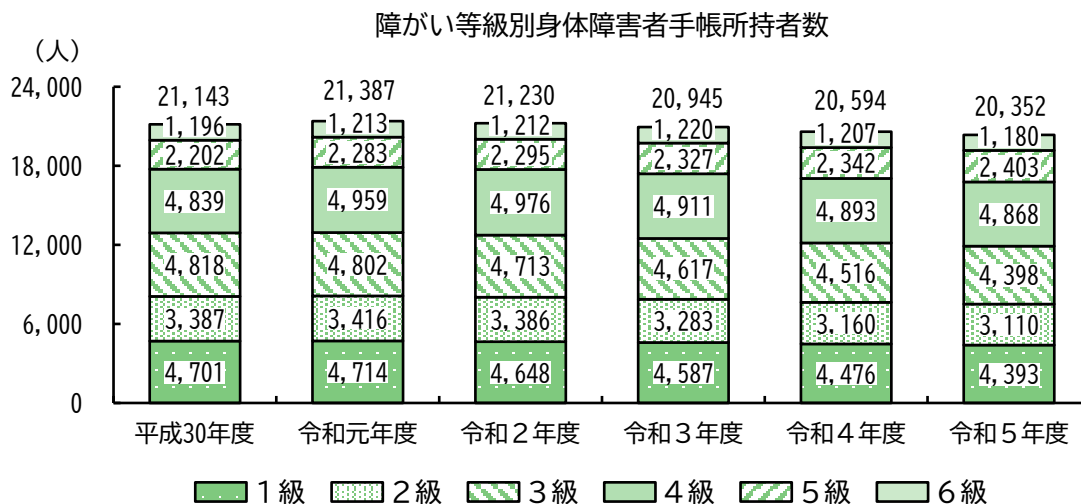


これを障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く10,965人、次いで内部障がい6,320人、聴覚・平衡機能障がい1,783人、視覚障がい1,124人、音声・言語障がい160人の順になっています。

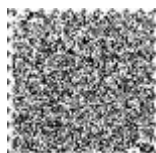


資料：障害福祉課資料（各年度末現在）

また、等級別にみると、1級・2級の重度障がい者は7,503人です。平成30年度と比較すると減少しています。



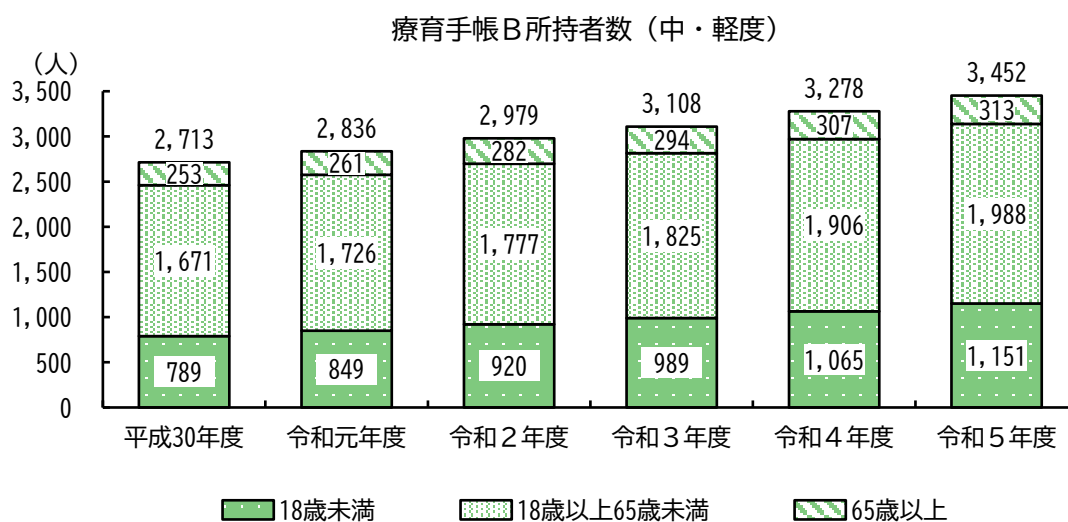
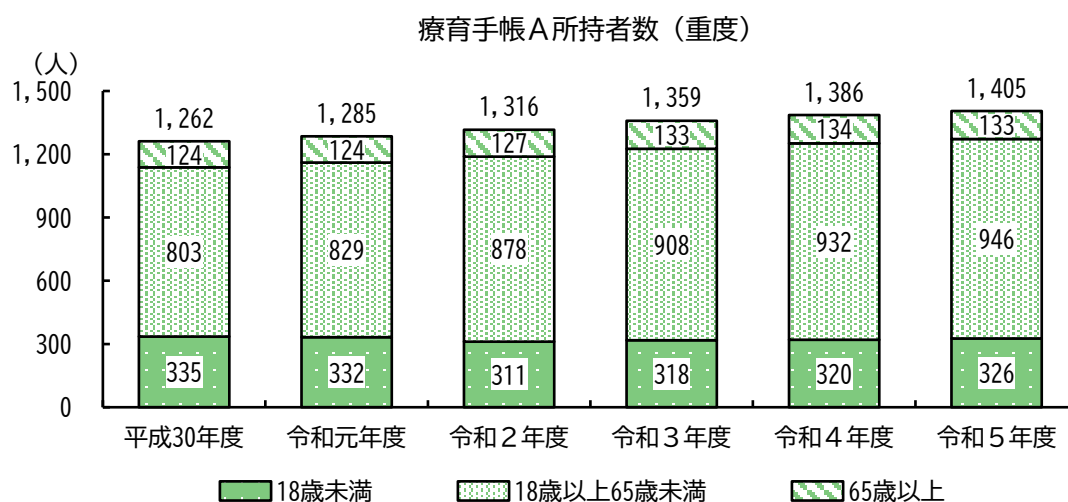
資料：障害福祉課資料（各年度末現在）



2 知的障がい者の状況

知的障がい者のうち療育手帳を所持している人は、令和5年度末現在4,857人で、平成30年度と比較すると882人増加しており、障がい程度及び年齢区分による状況は下のグラフのとおりです。

知的障がいに対する認知度が高くなったことから、療育手帳の所持者は年々増加してきています。



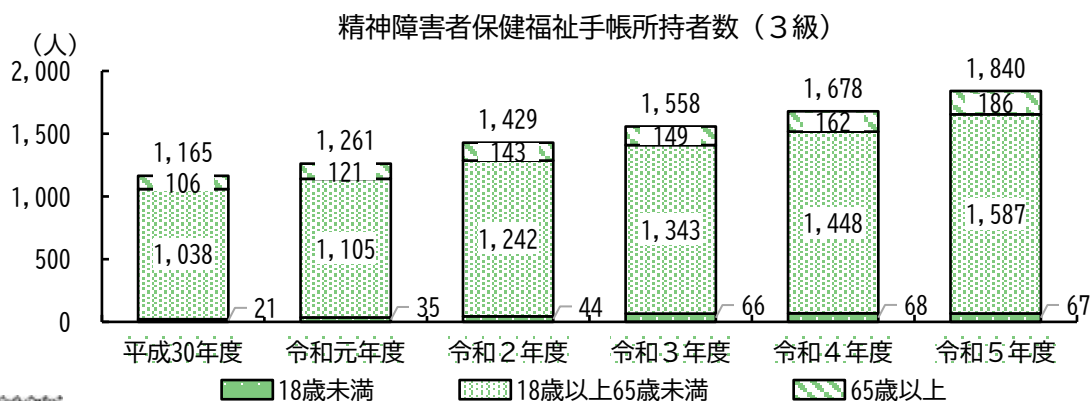
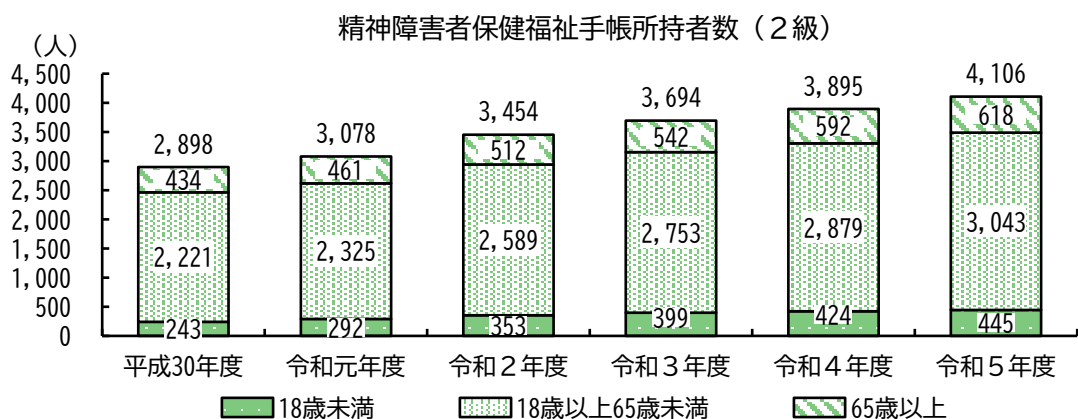
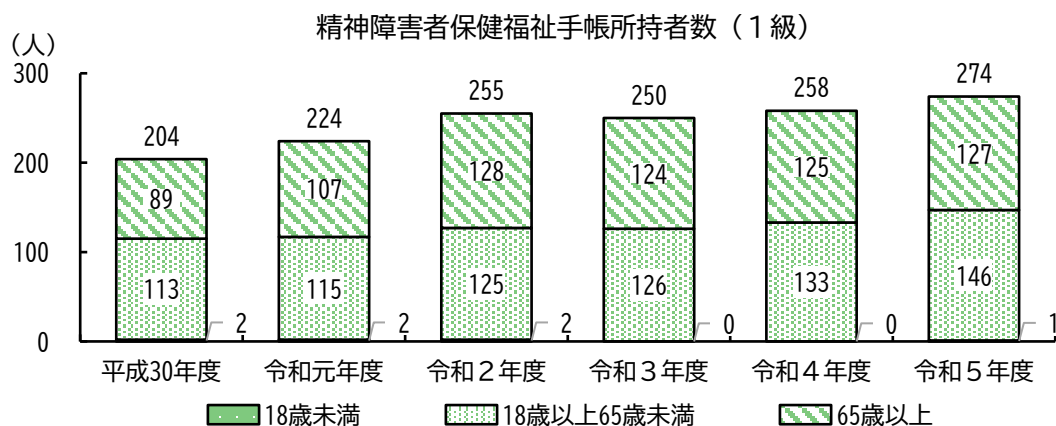
資料：障害福祉課資料（各年度末現在）



3 精神障がい者の状況

精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5年度末現在6,220人で、平成30年度と比較すると1,953人増加しています。

うつ病や不安障害などの精神疾患による患者の増加とともに、精神障害者保健福祉手帳の認知度が高まったことや、*障がい者雇用義務の対象として精神障がい者が加わるなど、社会制度が整備されてきたことにより手帳の所持者は増加しています。



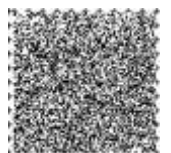
資料：障害福祉課資料（各年度末現在）

精神科医療機関への入院及び通院者数

単位：人

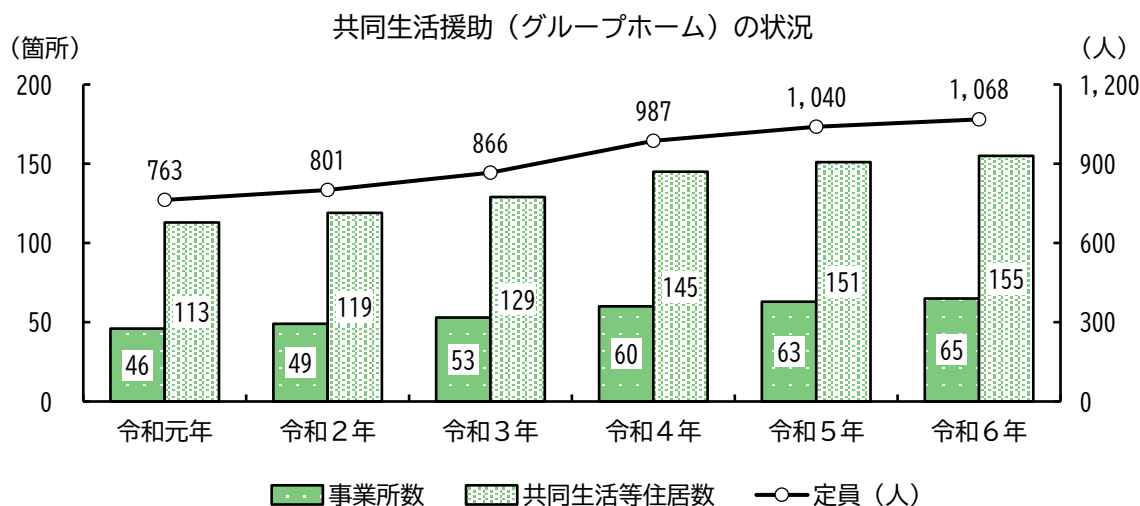
	平成30年度	令和5年度
入院者	1,773	1,701
通院者	15,860	16,457
公費負担	8,006	7,245
その他通院	7,854	9,212
合計	17,633	18,158

資料：大分県障害福祉課資料（各年度末現在）



4 共同生活援助（グループホーム）の状況

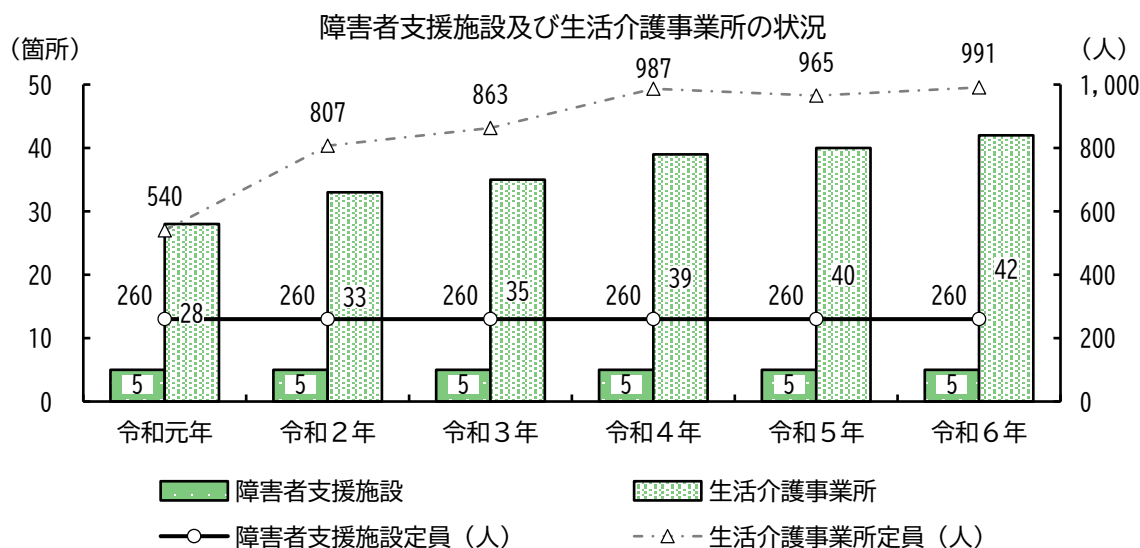
*共同生活援助（グループホーム）は、令和6年3月1日現在、事業所数は65箇所、共同生活等住居数155箇所、定員は1,068人となっています。令和元年と比較するとそれぞれ増加しています。



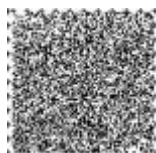
資料：障害福祉課資料（各年3月1日現在）

5 障害者支援施設及び生活介護事業所の状況

*障害者支援施設及び定員は令和元年より変更ありません。*生活介護事業所及び定員は年々増加しています。令和元年と比較すると令和6年3月1日現在、事業所数は14箇所、定員は451人増加しています。



資料：障害福祉課資料（各年3月1日現在）



6 雇用・就労の状況

障がい者の雇用人数は、令和5年で、大分県で3,007人、全国で約534,788人となり、平成30年以降増加しています。企業数も同様に増加しており、企業における障がい者雇用への理解が進んでいることや、就職を希望する障がい者が増加していることが要因として考えられます。

雇用状況

		平成30年		令和元年		令和2年	
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
企業数（件）		100,586	845	101,889	860	102,698	874
雇用状況	算定基礎となる労働者数（人）	26,104,834.5	129,588.5	26,585,858.0	130,216.5	26,866,997.0	131,173.5
	算定雇用障がい者数（人）	534,769.5	3,189.5	560,608.5	3,360.0	578,292.0	3,342.0
		実人数 437,532.0	実人数 2,719.0	実人数 461,811.0	実人数 2,894.0	実人数 479,989.0	実人数 2,905.0
	実雇用率（％）	2.05	2.46	2.11	2.58	2.15	2.55
法定雇用率達成企業割合（％）		45.9	59.4	48.0	62.3	48.6	60.8

		令和3年		令和4年		令和5年	
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
企業数（件）		106,924	900	107,691	901	108,202	901
雇用状況	算定基礎となる労働者数	27,156,780.5	130,342.5	27,281,606.5	128,866.0	27,523,661.0	128,271.0
	算定雇用障がい者数	597,786.0	3,369.5	613,958.0	3,362.5	642,178.0	3,495.0
		実人数 499,985.0	実人数 2,937.0	実人数 516,447.0	実人数 2,946.0	実人数 534,788.0	実人数 3,007.0
	実雇用率（％）	2.20	2.59	2.25	2.61	2.33	2.72
法定雇用率達成企業割合（％）		47.0	61.2	48.3	61.5	50.1	65.1

資料：大分労働局資料（各年6月1日現在）



7 就労支援事業所などの状況

＊就労移行支援の事業所数は増減を繰り返しながら、減少傾向となっています。＊就労継続支援A型・B型の事業所数は増減を繰り返しながら、増加傾向となっています。

また、就労支援事業所などの定員数は令和元年以降増加傾向にあります。特に就労継続支援B型は増加しており、令和6年で2,209人となっています。

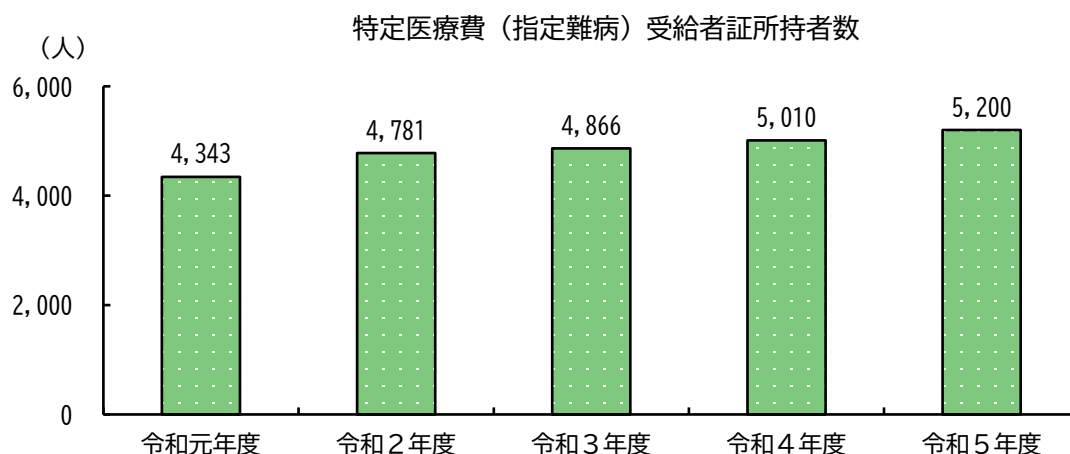
就労支援事業所などの状況

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
就労移行支援	12	103	5	69	7	109	7	123	7	123	8	124
就労継続支援A型	28	478	24	397	27	434	28	454	30	487	33	484
就労継続支援B型	69	1,411	76	1,517	87	1,741	96	1,902	102	2,080	110	2,209
地域活動支援センター Ⅲ型	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10

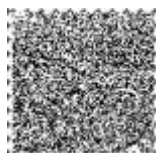
資料：障害福祉課資料（各年3月1日現在）

8 難病患者の状況

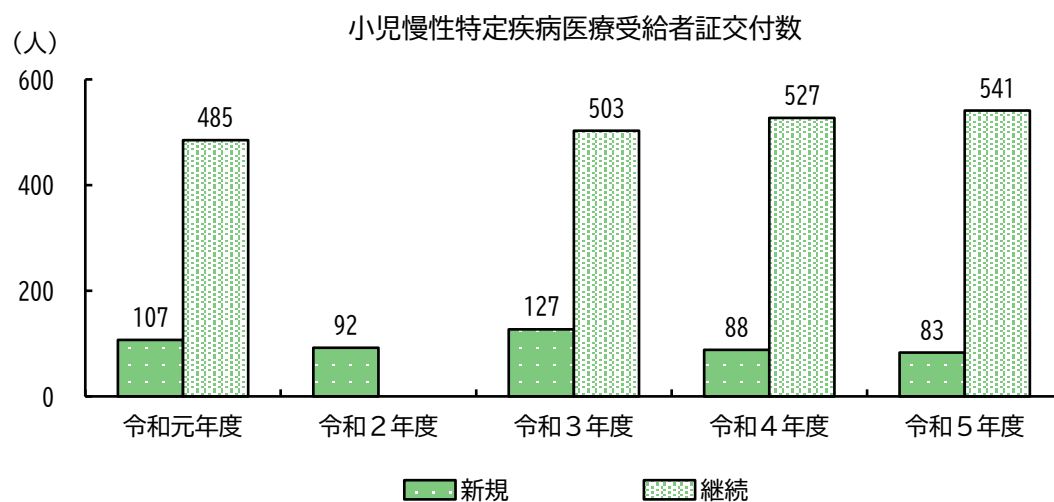
特定医療費（＊指定難病）受給者証所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度では5,200人となっています。



資料：保健予防課資料（各年度末現在）

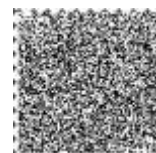


＊小児慢性特定疾病医療受給者証交付数の推移をみると、新規は増減を繰り返しており、令和5年度では83人となっています。継続は年々増加しており、令和5年度で541人となっています。



※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、有効期間が1年間延長された。

資料：保健予防課資料（各年度末現在）



9 特別支援学級等の状況

幼稚園における＊特別支援学級に入級した幼児数は、令和6年では30人で減少傾向にありますが、小学校・中学校・義務教育学校における特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しており、令和6年では、2,221人となっています。

特別支援学級等の状況

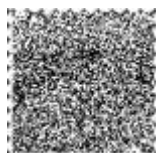
単位：人

	令和元年			令和2年		
	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）
幼稚園	10 園	10 学級	56	8 園	8 学級	47
小学校・義務教育学校（前期）	52 校	167 学級	899	52 校	186 学級	1,062
中学校・義務教育学校（後期）	27 校	62 学級	262	26 校	63 学級	309

	令和3年			令和4年		
	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）
幼稚園	7 園	7 学級	44	9 園	9 学級	32
小学校・義務教育学校（前期）	52 校	208 学級	1,225	52 校	237 学級	1,407
中学校・義務教育学校（後期）	27 校	71 学級	360	27 校	83 学級	441

	令和5年			令和6年		
	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）	設置校（園）数	設置学級数	在籍数（人）
幼稚園	7 園	7 学級	35	5 園	5 学級	30
小学校・義務教育学校（前期）	52 校	250 学級	1,554	53 校	252 学級	1,625
中学校・義務教育学校（後期）	27 校	99 学級	564	27 校	100 学級	596

資料：教育総務課資料（各年5月1日現在）



10 通級による指導の教室及び対象児童生徒の状況

令和6年の＊通級による指導の教室は、小学校・義務教育学校（前期）8校、中学校・義務教育学校（後期）2校で大きな変化はありませんが、対象児童生徒数は102人で減少傾向にあります。

通級による指導の教室及び対象児童生徒の状況

単位：人

	令和元年			令和2年		
	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）
小学校・義務教育学校（前期）	8校	11学級	105	8校	10学級	134
中学校・義務教育学校（後期）	2校	2学級	9	3校	3学級	9

	令和3年			令和4年		
	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）
小学校・義務教育学校（前期）	8校	10学級	134	9校	10学級	109
中学校・義務教育学校（後期）	3校	3学級	9	3校	3学級	15

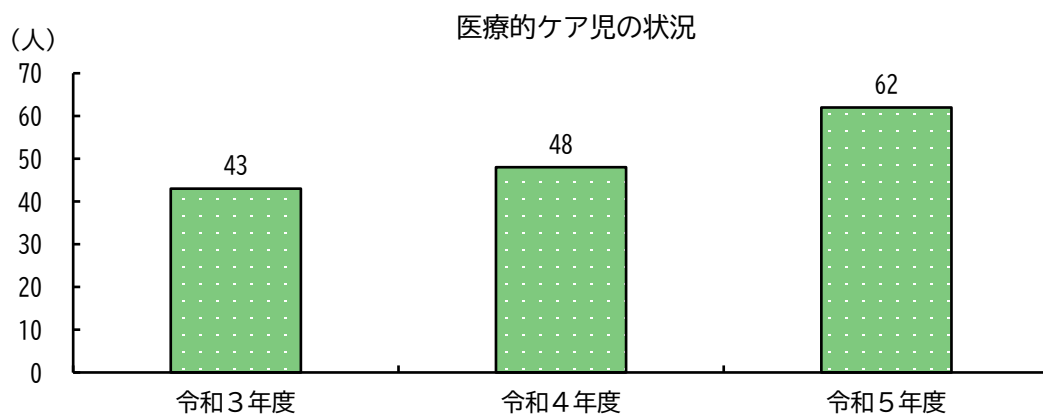
	令和5年			令和6年		
	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）	校（園）数	教室数	対象児童生徒数（人）
小学校・義務教育学校（前期）	8校	9学級	93	8校	9学級	87
中学校・義務教育学校（後期）	2校	2学級	18	2校	2学級	15

資料：教育総務課資料（各年5月1日現在）

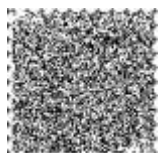
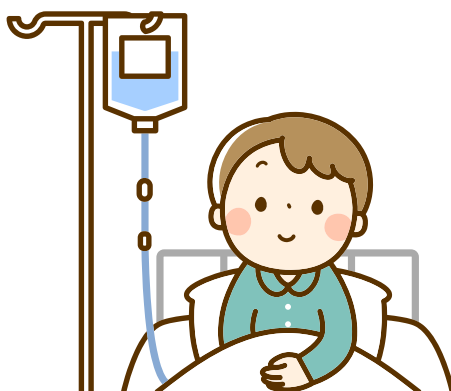


11 医療的ケア児の状況

医療的ケア児の推移をみると、年々増加しており、令和5年度で62人となっています。



資料：障害福祉課資料（令和3、4年については10月1日現在、令和5年度については年度末現在）



12 障がい福祉に関するアンケート調査からみる現状

(1) 当事者アンケート調査

① 調査の概要

① 調査期間

令和5年6月12日(月)～令和5年7月3日(月)

② 調査方法

市内居住の各障害者手帳所持者等の中から5%を無作為抽出し、郵送

③ 回収状況

【当事者】

手帳所持者

単位：人

	身体	療育	精神	サービス※	計
18歳未満	330	1,385	256	1,627	32,658
18歳以上	20,264	3,279	5,517		

送付

単位：人

	身体	療育	精神	サービス※	計
18歳未満	15	64	11	74	1,500
18歳以上	931	151	254		

※ サービス：手帳は所持していないが、障害福祉サービスを利用

	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	1,500 通	655 通	43.7%

【事業所】

	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	115 通	59 通	51.3%
うち障がい児	29 通	26 通	89.7%



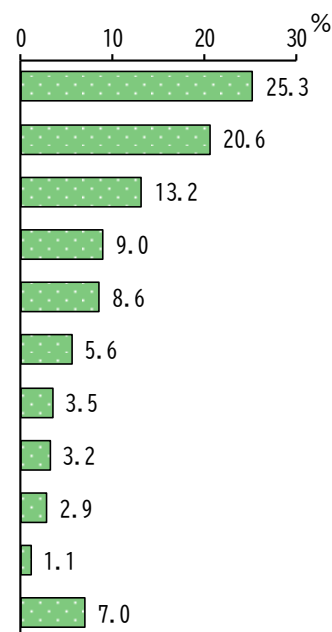
② 外出や地域活動への参加について（複数回答）

① 地域での活動に参加しない理由

体力がないという理由により参加しない方が1／4を占めますが、地域の障がいへの理解や配慮が乏しいことも、参加しない理由としてあげられています。

回答者数 = 790

参加する体力がない
参加できる行事や活動が少ない
興味のある活動がない
一緒に参加する仲間がいない
情報が伝わってこない
移動手段がない
障がいに対する理解が乏しい
内容や会場が配慮していない
利用する設備が十分でない
手話などを行う人がいない
その他



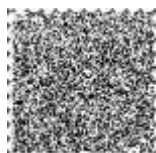
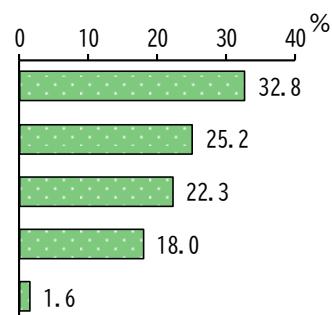
③ 情報・相談などについて

① 相談機能の充実のために必要なもの

「身近なところで相談できる」、「障がいや日常生活など幅広く相談できる」、「いつでも相談できる」で約8割を占めています。

回答者数 = 618

身近なところで相談できる
いつでも相談できる
障がいや日常生活など幅広く相談できる
専門的な人材がいる
その他



④ 権利擁護について

① 障がいに対する差別や偏見を感じたこと

「特に感じない」との回答が半数以上を占める一方で、4割以上の方が日常生活において何らかの差別を感じている状況です。

回答者数 = 684

特に感じない

病院や診療所の受診時

近所の人たちの対応

不採用や解雇

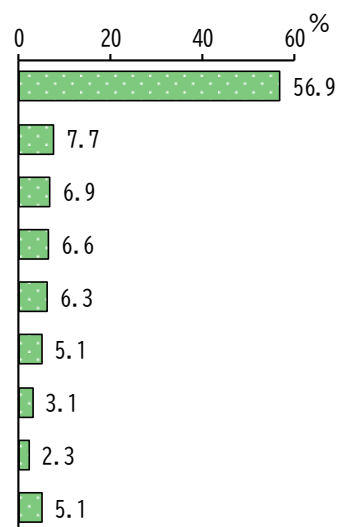
行政窓口での職員の対応

バスやタクシー乗車時

福祉サービス職員の対応

住宅を借りるとき

その他



② 成年後見制度の認知度

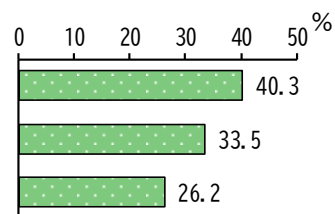
制度に対する認知度は26.2%と低い状況です。

回答者数 = 630

よく知らない

知らない

内容を知っている



⑤ 防災について

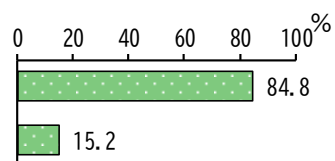
① 災害時や緊急時の補助者の有無

災害時に支援者がいると回答した方が8割を超える一方で、支援者がいない方が15.2%となっています。

回答者数 = 620

いる

いない



⑥ 就労・就学について

① 障がい者に必要な就労支援（複数回答）

「上司や同僚の理解」「職場外での相談や支援」「職場での介助や援助」を合わせた“人の理解”が39.2%、「短時間勤務等の配慮」「就労後のフォロー」

「在宅勤務の拡充」「企業ニーズに合った就労訓練」を合わせた“会社制度の配慮”が35.4%、「通勤手段の確保」「勤務場所のバリアフリー」を合わせた“ハード面の整備”が23.9%となっています。

回答者数 = 503

上司や同僚の理解

通勤手段の確保

短時間勤務等の配慮

職場外での相談や支援

就労後のフォロー

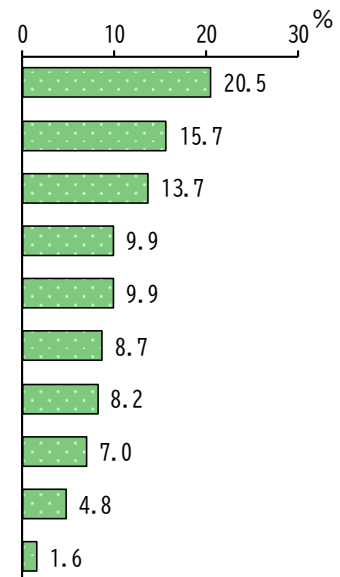
職場での介助や援助

勤務場所のバリアフリー

在宅勤務の拡充

企業ニーズに合った就労訓練

その他



⑦ 事業所について

① 国や県、市に望むこと（3つまで）

回答は分散していますが、「困った時にいつでも応じてくれる相談体制の充実」や「グループホームなど地域で共同生活できる住まいの整備」が上位を占めています。

回答者数 = 161

困った時にいつでも応じてくれる相談体制の充実

グループホームなど地域で共同生活できる住まいの整備

年金など所得補償の充実

障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実

障がい者に配慮した保健・医療体制及び医療費公費負担制度の充実

居宅介護や移動支援など住宅生活支援サービスの充実

介護や訓練が受けられる施設（入所・通所）の充実

働くための訓練や職場定着など就労支援の充実

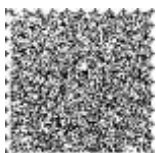
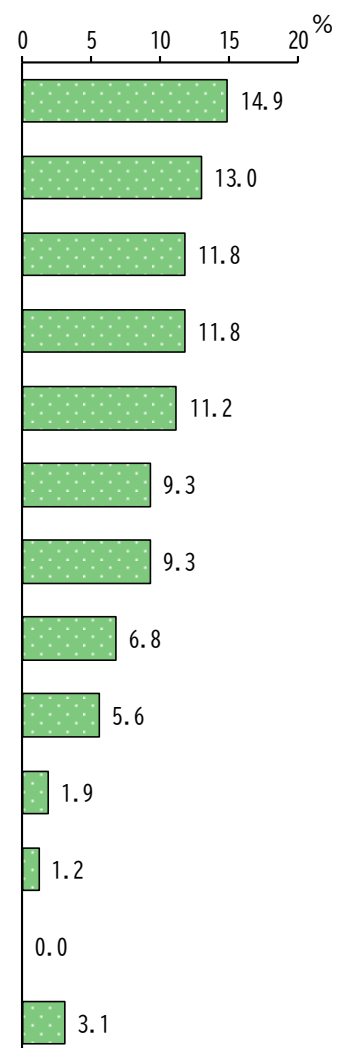
就労継続支援事業所など施設で働ける場の充実

文化・スポーツを通じた社会参加の促進

バリアフリーの推進など障がい者にやさしいまちづくり

特にない

その他



(2) 団体アンケート調査

① 調査の概要

① 調査先

- ・ *大分市障害者自立支援協議会
 - ①差別解消推進部会、②子ども部会、③生活支援部会、④就労支援部会、⑤相談支援部会
- ・ 大分県難病・疾病団体協議会
- ・ 大分県自閉症協会
- ・ 大分県医療的ケア児者の親子サークル

② 調査期間

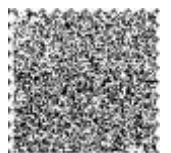
令和6年10月18日（金）～10月28日（月）

③ 調査方法

自由記述方式によるアンケート

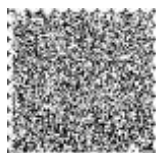
④ アンケート項目

1. 啓発・広報の推進について
2. 保健・医療施策の充実について
3. 福祉サービスの充実について
4. 障がい者の地域理解や交流について
5. 障がい児の療育・教育の充実について
6. 雇用・就労の促進について
7. 生活環境（移動・交通・住宅環境等）の充実について
8. 防犯・防災対策の充実について
9. スポーツ・文化活動の促進について
10. *情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について
11. 差別の解消と権利擁護について
12. その他



② 調査結果（抜粋）

項 目	主な意見
1. 啓発・広報の推進について	・ 障がい者側からの情報発信が少ない。 ・ WEB 上で各種の情報発信には、より強いアプローチが必要。 ・ 小中学校の教育に＊難病や障がい者に関することを入れてほしい。 ・ 様々な媒体を使った啓発や広報が必要。
2. 保健・医療施策の充実について	・ 難病についての定期的に交流の場、学習の場が必要。 ・ 疾患や障がい症状についての医療機関同士の情報伝達など連携体制の強化が必要。
3. 福祉サービスの充実について	・ 児童発達支援のスタッフの質（障がいへの理解、知識、技術）の向上が必要。
4. 障がい者の地域理解や交流について	・ インフォーマルなサービス等についての情報共有システムが必要。 ・ ＊基幹相談支援センターの設置を要望。
5. 障がい児の療育・教育の充実について	・ 早期発見と早期支援の促進が必要。 ・ 発達支援ファイルのさらなる活用のため、就学や進級時に担任の先生が確認したり、相談支援専門員が担当者会議の際に話題にするなど活用するシステムが必要。
6. 雇用・就労の促進について	・ 障がい者自身が行動を起こせる就職活動の活性化を図る施策が必要。 ・ 就労継続支援 A 型・ B 型についてサービスの質の向上が必要。 ・ 学校卒業後のダイレクトな就職を目標とした施策の充実が必要。
7. 生活環境（移動・交通・住宅環境等）の充実について	・ 身体障がい者（車いす）のバス利用は難しい。 ・ 一人で公共交通機関を利用する場合の不安解消のため、練習が必要。 ・ 車椅子での移動の安全の確保のため、歩道の段差解消が必要。
8. 防犯・防災対策の充実について	・ 障がい者本人がおこなう防災避難訓練は練度が低いため、講習会などを増やすことが必要。 ・ 医療的ケア者の為の電源確保や小集団で過ごす場所の確保が必要。 ・ 災害時の避難場所の確保が必要。 ・ 防災訓練に、障がい者・難病患者の参加が必要。
9. スポーツ・文化活動の促進について	・ スポーツや文化活動のイベント等への参加しやすい雰囲気作りや取組が必要。 ・ 適切な設備の提供や専門的な支援員の配置が必要。
10. 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について	・ 電子機器の活用は身体障がい者や引きこもりの精神障がい者にとって非常に有効。 ・ 情報取得や意思疎通における活性化を図れる施策が必要。 ・ 高齢者や知的障がい者への、継続的な利用定着が必要。
11. 差別の解消と権利擁護について	・ 教育現場でも子どもたちに＊ヘルプマークの意味を教えてほしい。 ・ 見た目に分かりにくい障害に対する偏見が根強い。
12. その他	・ 家族から「親なき後」の相談が多い。



1 障がいのある人への理解を深めるまちづくり

(1) 差別解消に向けた啓発・広報の推進

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るためには、障がい及び障がい者に対する正しい理解が必要です。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、令和6年4月には事業者にも＊合理的配慮の提供が義務化されました。

当事者のアンケート調査では、障がいがあることで、体験したこと、感じたことについて、「特に感じない」との回答が半数以上を占めている一方で、4割以上の人が日常生活（病院や診療所の受診時、近所の人たちの対応、不採用や解雇、行政窓口での職員の対応、バスやタクシー乗車時、福祉サービス職員の対応、住宅を借りるとき等）において何らかの差別を感じています。

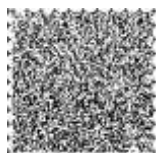
関係者等のアンケート調査では、障がいに対する差別をなくし、合理的配慮の浸透を進めるためには、障がい者やその家族の声を反映させた広報・啓発活動のほか、「＊障害の社会モデル」の理解を広める研修が求められています。

これまでも、障がい者の差別解消に向け、市報やパンフレット、テレビ、インターネット等を通じて、障がいや障がい者についての理解を深める取組を行ってきましたが、日常生活において、「何らかの差別を受けた」と感じている障がい者が多いことから、今後もあらゆる機会や媒体を通じた啓発活動に一層取り組む必要があります。



計 画

- ①市民や事業者に対し、障がい者への合理的配慮などについて理解を深めるとともに、障がい者施策や障がい者の活動等を広く周知するため、市報をはじめ、市広報番組や新聞等、あらゆる広報媒体を活用した啓発・広報に努めます。また、各種行事やイベントなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を行います。
- ②障がい者駐車スペースの適正利用や障がい者に関する各種マークのさらなる周知及び浸透を図るため、公共施設や商業施設での広告等を利用した広報・啓発を行います。
- ③「障害者週間」（12月3日～9日）の趣旨について、広く市民の理解を得るため、啓発・広報を推進します。また、ボランティア団体、福祉施設・関係団体等と協働して、障害者週間記念事業である「＊^わ輪^わい笑いフェスタ！大分市福祉のつどい」の充実に努めます。
- ④障がい者施設において、地域住民との交流の場を設けることで、身体・知的・精神などそれぞれの障がい特性や障がい者に対する地域の理解を深めます。
- ⑤県や関係団体と協力し、手話教室や車椅子体験等、障がいや障がい者に対する理解を深める研修の実施を促進します。
- ⑥「合理的配慮の提供」に資する店舗のバリアフリー化などに取り組む事業者（飲食店等）に対する支援制度を検討します。
- ⑦人権教育啓発資料「みんなのねがい」の全戸配布や、「じんけんシリーズ」の市報掲載等により、障がいや障がい者への理解を促進し人権意識の向上に努めるとともに、障がい者の社会進出を阻む心理的障壁をなくすための啓発を進めます。



(2) 福祉教育の推進

現状と課題

地域共生社会の実現のためには、「お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合っていく」という「福祉の心」を育てることが必要です。

「福祉の心」づくりは、子どものころからの福祉教育が基礎となります。

各学校では、教育課程に福祉教育を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等において、障がい者福祉についての理解を深める指導を行ってきました。

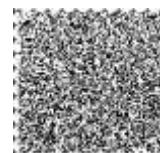
また、福祉副読本「ふくしの心」を学校教材として活用することで、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ってきました。

関係者等のアンケート調査では、学校教育において、人権に関する理解を深めるため、障がいのある当事者からの声を聞き、学ぶことが求められています。

今後についても、障がいや障がい者に対する正しい理解や思いやりの心を育てるため、小中学校及び義務教育学校並びに公民館等における福祉教育の一層の充実を図る必要があります。

計 画

- ①福祉副読本「ふくしの心」を作成し、学校教材として使用することで児童生徒の「福祉の心」を育みます。
- ②各学校において、地域の実情に応じた福祉活動やボランティア活動等の体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、「福祉の心」を育む教育の充実に努めます。
- ③各学校において、相手の立場に立って考える力を育む擬似体験活動や交流活動を通じた人権学習の実施も含め、全教育活動を通じて人権教育を推進することにより福祉教育の充実を図ります。
- ④障がいのある児童生徒が多様な経験を積み、社会性を養い、好ましい人間関係を育てることができるよう交流及び共同学習の充実に努めます。
- ⑤障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために公民館等を活用した人権講演会・講座などの開催の充実を図ります。



2 社会や地域で活躍できるまちづくり

(1) 学校教育支援体制の充実

現状と課題

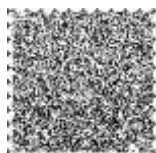
障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、*インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育ニーズに応じ、多様な学びの場において、適切な指導を行うとともに、必要な支援を行うことが重要です。

各学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導が行われている児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した一人一人の障がいの状態等に合わせた指導に重点を置くとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が活動を共にし、全ての児童生徒の社会性や豊かな人間性の育成に努めてきました。

関係者等のアンケート調査では、保育所等と学校の連携による就学前後の切れ目のない支援のほか、教職員や支援者の知識及び技術の向上が求められています。

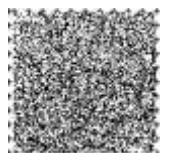
今後についても、小中学校及び義務教育学校における*特別支援教育の充実を図るため、教材等の整備や教職員の資質等の向上などインクルーシブ教育システムの推進に努める必要があります。

また、障がいのある幼児児童生徒や、その家族のニーズに対応した相談等が総合的かつ円滑になされるよう福祉・教育機関、大学や病院等の専門機関、労働等関係機関、親の会や*NPO法人などと連携を深めつつ、就学前から就労に至るまで、一貫した切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。



計 画

- ①障がいのある児童生徒に対し適正な就学支援につながるよう、早期からの相談支援体制の充実に努めます。
- ②教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ③小中学校及び義務教育学校の管理職等に対し、特別支援教育への理解・啓発を行い、特別支援教育を支える校内支援体制の充実に努めます。
- ④一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある学びの場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの構築に努め、誰一人取り残されることのない多様な学びの保障を推進します。
- ⑤合理的配慮の観点を踏まえた、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
- ⑥障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援に向け、校（園）内支援体制の充実に努めます。
- ⑦医療、保健、福祉、労働、学校等の関係者、学識経験者、関係部局代表者などで構成する＊特別支援連携協議会を通し、関係機関等との連携・協力に基づいた特別支援教育の充実に努めます。
- ⑧障がいのある児童生徒の学習指導を充実するために、教材の整備充実に努めます。



(2) 雇用・就労の促進

現状と課題

①雇用・就労

障がい者が地域で自立した生活を営むため、一人一人の障がい者の適性に応じて、能力を十分に発揮できるよう、多様な就労の場の確保が必要です。

令和6年4月の「*障害者雇用促進法」改正に伴い、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられるとともに、義務化の対象企業は、「従業員43.5人以上」から「同40.0人以上」に拡大しました。さらに、令和8年度には民間企業の法定雇用率は2.7%に引き上げられ、義務化の対象企業の範囲も「従業員37.5人以上」に広がります。

しかし、中小企業の中には障がい者を全く雇用していない企業（障がい者雇用ゼロ企業）もあることから、障がい者雇用について、事業主の理解と協力を得るために職場実習を行うなど雇用の促進や就労定着に向けた取組を行ってきました。

当事者のアンケート調査では、障がい者に対する必要な就労支援について、周囲の人の障がいや障がい者への理解が39.2%、会社制度の配慮が35.4%、ハード面の整備が25.4%となっています。

関係者等のアンケート調査では、企業と障がい者の交流を促進する取組や障がい特性を理解するための研修などを通じた、企業の積極的な障がい者雇用が求められています。

障がい者の雇用は、就職に向けた訓練・準備から就職、職場定着に至るまでの継続した就労支援が必要なため、今後も企業に対し障がいへの理解の促進に取り組むとともに、ハローワーク、*障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ることで、一体となった総合的な支援を推進する必要があります。

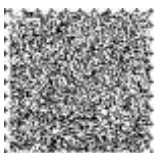
②福祉的就労

一般就労が困難な障がい者については、*就労継続支援事業所等が行う福祉的就労の場を確保し、社会参加を促進することが重要です。

これまで、通所施設等の施設整備を行い、福祉的就労の場の拡大に努めるとともに、福祉的就労の場を確保するため物品の調達及び役務の発注の拡大を推進しました。

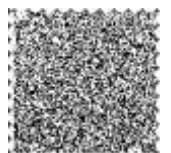
関係者等のアンケート調査では、就労継続支援A型・B型事業所における障がい特性に応じた作業や一般就労への取組など、サービスの質の向上が求められています。

今後についても、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携を推進するとともに、安定した施設運営を支援するため「*障害者優先調達推進法」に基づく、障害者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進するなど、受注機会の増大等に取り組む必要があります。



計 画

- ①障がい者の雇用・就労を促進するため、就職面接会の開催等の情報を、市報やホームページなどを通じて広報します。
- ②障害者就業・生活支援センターと連携を図り、市民や事業主の理解・協力を得るため職場実習を促進し、障がい者の雇用確保や雇用の場の拡大に努めるとともに、啓発・広報の推進に取り組みます。
- ③障がい者が、安心して長く働くことのできる環境づくりを促進するため、*大分障害者職業センター等の関係機関との連携を図ります。
- ④障がい者の雇用を促進するため、障害者雇用促進企業に対する入札優遇措置を引き続き実施します。
- ⑤ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用先となり得る企業の情報把握に努め、新たな実習・就職先としてつなげるとともに、連絡会議等に積極的に参加し、障がい者雇用推進に向けて情報・意見交換を行います。
- ⑥就労する障がい者に対し、地域生活に必要な支援を図るとともに、共同生活援助（グループホーム）などの生活の場の確保と利用の促進に努めます。
- ⑦障がいのある生徒の職業意識の育成と社会的自立に向けての学習の場として、学校等と連携し、職場実習を受け入れます。
- ⑧就労中または求職中の障がい者の交流・情報交換の場である「*就労ピアサポートサロン」において、当事者同士での相談の機会を提供することにより、障がい者の就労に関する悩みの解消に努めるとともに、障害者就業・生活支援センターと連携しながら就労及び就労定着を図ります。
- ⑨福祉的就労から一般就労に移行した障がい者に対し、支援員が訪問するなど関係機関等と連携した支援を継続的に行い、就労後の定着を図ります。
- ⑩障がい者の福祉的就労の場を確保するとともに、就労を通じた障がい者の社会参加を促進します。



- ⑪障がい者の福祉的就労に対する市民や事業主の理解の促進を図るため、広報活動に努めます。
- ⑫一般就労が困難な障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労移行支援や就労継続支援等の利用を促進するとともに、福祉施設等に対して、福祉施設等における障がい者の仕事の確保に向け、受注機会の増大に努めます。
- ⑬「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進し、官公需の拡大を図ります。
- ⑭民間事業者の障害者就労施設等の事業活動を支援する取組を推進し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図り、障がい者の就労を促進します。

(3) 社会参加の促進

現状と課題

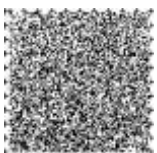
障がい者がゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現するため、地域での交流を促進するとともに、個々の能力や趣味に合わせ文化・スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会をつくる必要があります。

これまでも市・県・障がい者団体では、「*ときめき作品展」などの文化芸術活動、「大分国際車いすマラソン」や「大分市身体障がい者グラウンド・ゴルフ大会」などのスポーツイベント、「^わ輪い^わ笑いフェスタ！大分市福祉のつどい」などの交流事業等を関係団体やボランティアの協力を得ながら実施してきました。

当事者のアンケート調査では、地域活動に参加しない理由として、「体力的な理由により参加しない」方が4分の1を占めており、その他として「障がいに対する理解が乏しい」「内容や会場への配慮が欠けている」「利用する設備が十分でない」「手話等を行う人がいない」などの意見が挙げられています。

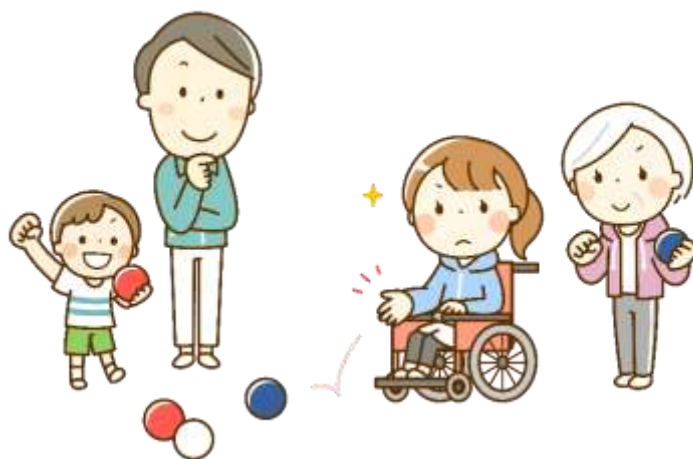
関係者等のアンケート調査では、スポーツや文化イベントに関する情報の発信方法の工夫のほか、障がい者が地域活動に参加しやすいよう十分なサポート体制の整備が求められています。

今後についても、障がい者の社会参加の促進や生活の質の向上を図るため、地域ボランティア活動の推進に取り組むとともに、生涯にわたって、文化・スポーツ・レクリエーションに参加できる環境を整備していく必要があります。



計 画

- ①「大分国際車いすマラソン」等を通じて、市民や障がい者の国際交流を推進します。
- ②障がい者が、各種講座に参加しやすい体制づくりを行うとともに、障がい者と地域の人々とのふれあいを深めるための交流活動を推進します。
- ③障がい者の自主的・主体的な社会活動を促進するため、障がい者団体等と連携を深めるとともに、障がい者団体の育成と活性化を図ります。
- ④生活の幅の拡大並びに質の向上を図るため、移動が困難な障がい者の移動支援など、社会参加を促進する施策を充実します。
- ⑤教育現場や公共施設案内板、市の発行する印刷物等について、バリアフリー化を推進します。
- ⑥「*補助犬」に対する市民の認知・理解を広げ、深めるとともに、公共施設や公共交通機関、さらにはデパート、レストランなど不特定多数の人が利用する公共的施設等の受け入れ側の環境整備を促進します。
- ⑦手話を必要とする人が、コミュニケーションを図ることができるよう、市民が手話に触れ、学ぶ機会を確保します。
- ⑧大分市社会福祉協議会等と連携を図りながら市民のボランティア活動の啓発・広報に取り組むとともに、障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。



3 安心して安全に暮らすことができるまちづくり

(1) バリアフリー化の推進

現状と課題

障がい者が社会活動へ積極的に参加でき、暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、公共施設や民間の公共的施設、障がい者が安心して生活のできる住宅等のバリアフリー化が必要です。

＊「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」を基に、関係機関と連携し障がい者を含めた全ての市民が暮らしやすいまちづくりに努めてきました。

関係者等のアンケート調査では、公共施設等における障がい者用トイレの自動ドア化や＊オストメイト対応トイレの設置など、障がい者がアクセスしやすい施設の整備が求められています。

今後についても、誰もが円滑な社会生活を送ることができるように、ユニバーサルデザインの観点からハード施設の整備を行うとともに、「心のバリアフリー」のソフト面の取組が必要です。

計 画

- ①身体に障がいのある児童生徒が、円滑に移動でき、障がいのない児童生徒と同じような学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化の推進を図ります。
- ②オストメイトあるいは視覚障がい者の方々が、安心して社会参加できるように、公共機関等にオストメイト対応の多機能トイレや音声誘導システムの整備を促進します。
- ③「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者を含む全ての人の移動等円滑化を安全・速やかにかつ効果的に実現させるため、ハード施設の整備とともに、「心のバリアフリー」の取組を関係機関と連携・協力を図り、「大分市バリアフリーマスタープラン」、「大分市バリアフリー基本構想」を策定し進捗管理を行います。
- ④歩行困難な障がい者や視覚障がい者の安全な移動を確保するため、段差の解消や点字ブロック等のハード施設の整備に努めるとともに、「心のバリアフリー」の取組を推進します。



- ⑤在宅の心身障がい者等が地域で安心して暮らせるよう、住宅設備改造補助制度を実施するとともに、誰もが利用しやすい市営住宅の整備等に努めます。
- ⑥「合理的配慮の提供」に資する店舗のバリアフリー化などに取り組む事業者（飲食店等）に対する支援制度を検討します。

（２）移動・交通対策の推進

現状と課題

障がい者が自立した日常生活及び社会参加を確保するため、安全で快適に移動することができるよう、道路や公共交通の環境整備や交通安全に配慮した施策・啓発を展開することが必要です。

道路上の放置自転車対策や自転車通行空間の整備を進めるとともに、自転車マナー向上の啓発等を実施し、障がい者をはじめとする市民が安全で快適な移動ができる環境整備に努めてきました。

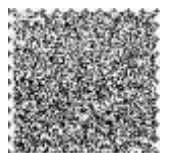
また、公共交通機関が運賃割引を行う中、バスマップの配布やバスロケーションシステム「*バスどこ大分」の運営支援等を行うとともに、公共交通事業者との連携を図ることで、公共交通の利便性向上に取り組んできました。

関係者等のアンケート調査では、バスなどの公共交通を気軽に利用するための環境整備や車いす利用者が安全に移動できるよう歩道の段差解消が求められています。

今後についても、障がい者の外出や積極的な社会参加を促進するため、安全な歩行空間の確保やバス等の公共交通の利便性向上の取組を推進することが必要です。

計 画

- ①障がい者が安全で快適に移動することができるよう、自転車通行空間の整備や鉄道駅等の段差解消、点字ブロック敷設等の環境整備を進めるとともに、放置自転車対策など道路の安全確保に努めます。
- ②自転車マナー向上の啓発を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ③ノンステップバスなど低床バスの導入を促進するとともに、インターネットを利用したバスロケーションシステム「バスどこ大分」でノンステップバスの運行時刻について情報提供し、障がい者の外出や積極的な社会参加を促進します。
- ④障がい者の外出支援の充実のため、タクシー券の交付額や利用上限額の見直し、移動支援等の障害福祉サービスの利用の促進を図ります。



(3) 防犯・防災対策の推進

現状と課題

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送れるよう、障がい者に対して防犯対策を推進するとともに、災害時には避難等における支援体制の構築が重要です。

障がい者は犯罪や事故の被害に遭う危険性が高いと考えられ、不安感も強いことから、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報が提供されるよう、地区防犯協会との連携を強化してきました。

また、災害時における障がい者を含めた市民の安全を確保するために、大分市地域防災計画に基づき、消防団や自治会が協力した効率的な地域防災活動が図られるよう、自主防災組織の育成強化に努めてきました。

災害などの情報を得ることが難しい障がい者が多いことや、災害時に支援を要する障がい者の情報を地域で把握することが重要となっていることから、市が把握している情報を自主防災組織等の地域の関係者への提供も行ってきました。

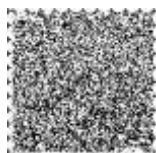
当事者のアンケート調査では、災害時や緊急時の補助者について、災害時に支援者がいる方が8割を超える一方で、支援者がいない方が1割半ばとなっています。

関係者等のアンケート調査では、災害時等における支援体制を築くため、障がい者やその家族を対象とした避難訓練のほか、避難所の受入体制の整備が求められています。

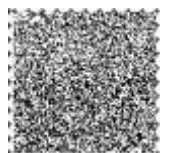
今後についても、地域の実情に応じた＊避難行動要支援者の支援対策をするため関係機関等と連携を図り、地域で情報共有することで、障がい者への避難支援が行える体制づくりや避難訓練に取り組むとともに、＊福祉避難所の運用について、障がい者がより利用しやすくなるよう検討し、障害者支援施設等においても災害時の利用者の安全確保に関する取組を進めていく必要があります。

計 画

- ①災害時には障がい者を含めた市民の安全を確保し、効率的な地域防災活動が図れるよう、自主防災組織のさらなる育成強化に努めるとともに、南海トラフ地震等に備え、津波避難ビル、津波避難場所の指定を行います。
- ②災害時には地域で協力し、障がい者や高齢者など配慮が必要な方と一緒に避難することが重要であるため、自主防災組織に対する活動支援を通じて、地域住民が互いに助け合う共助の取組を推進します。



- ③災害時に支援を要する障がい者等の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、本人から同意を得たうえで、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織や自治会、消防団等の地域の関係者へ、あらかじめ情報を提供しておき、それぞれの地域において避難行動要支援者に対する情報伝達や、安否確認が行える体制づくり、避難訓練の実施を促進します。
- ④指定避難所での避難生活が困難な重度の障がい者などを対象に、民間の社会福祉施設等との協定に基づいて、災害時には福祉避難所を開設し、受入れを行うとともに、福祉避難所のさらなる拡大及び機能の充実に努めます。
- ⑤障がい者の地域での防犯対策を推進するため、警察や地区防犯協会など関係機関との連携・強化に努めます。
- ⑥＊緊急通報システムを設置することにより、障がい者の円滑かつ安全な避難、緊急搬送を支援し、生活の安全の確保及び緊急事態に対する不安の解消を図ります。
- ⑦災害時に施設を利用している障がい者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害リスクに応じた避難計画の作成や避難訓練の実施に取り組むよう、障がい者支援施設等に対して指導を行います。



(4) 権利擁護の推進

現状と課題

障がい者が権利を侵害されことなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使の支援の仕組みを充実させることが必要です。

成年後見制度については、「＊大分市成年後見センター」の相談支援体制の充実を図り、利用促進に向けて広報・普及活動を行ってきました。

また、障がい者への虐待について、早期発見・早期対応するために、「＊大分市障がい者虐待防止センター」による通報・相談体制の充実を図るとともに、障がい者福祉施設等の職員に対し、虐待防止のための研修会を行うなど虐待防止に努めてきました。

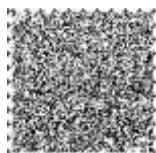
当事者のアンケート調査では、成年後見制度に対する認知度は「よく知らない」が40.3%、「知らない」が33.5%、「内容を知っている」が26.2%と認知度が低い状況となっています。

関係者等のアンケート調査では、障がい者のみならず、その家族や介護者の権利が守られる支援の取組のほか、外見からは分からない障がいに対する理解を深めるため、ヘルプマークの周知・啓発活動が求められています。

今後についても、障がい者の利益を保護し、虐待等の人権侵害が起こることのないように、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することが重要であり、利用促進や適切な活用に向けた普及啓発に努めるとともに、虐待防止について、広報・啓発活動に取り組む必要があります。

計 画

- ①成年後見制度について、普及啓発講演会等を通じて周知・啓発活動を行うとともに、制度の利用者の増加を見据え、＊市民後見人の育成や支援、相談体制の充実など、「大分市成年後見センター」のさらなる機能強化を図り、障がい者の権利擁護に努めます。
- ②障がい者の虐待を早期発見・早期対応するため、「大分市障がい者虐待防止センター」における通報・相談体制の充実を図り虐待防止に努めるとともに、障がい福祉施設等の職員の資質向上を目的とした研修会の開催や啓発活動による意識啓発に取り組みます。
- ③警察をはじめとする関係機関と連携を図り、障がい者への虐待防止や早期対応に取り組みます。



- ④障がいのある人が、各種選挙の投票をしやすくするために、投票所のバリアフリー化、
＊郵便による不在者投票制度や＊代理記載制度の周知を図ります。
- ⑤障がい福祉サービスの利用に際し、不利益を被ることのないよう、事業所の不当な対応や運営に関する相談に適切に対応できる体制を整備し、利用者の権利擁護を図ります。
- ⑥職員採用試験等において、障がいに起因する不適切な採用制限がないかなど、欠格条項に関する点検、改善等に努めます。
- ⑦内部障がいや難病等、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう、支援や配慮して欲しい内容を記載し携帯する
＊ヘルプカードやヘルプマークを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。

（５）「親なき後」の支援

現状と課題

障がい者の高齢化や地域のつながりの希薄化など障がい者を取り巻く環境が変化する中、障がい者が親なき後も地域において自立し安心して生活ができるよう、住宅、日常生活、金銭管理等の支援体制を整備するとともに、医療、福祉、地域住民、ボランティアなどにより包括的支援体制を確立することが必要です。

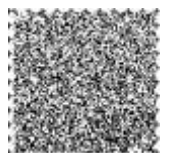
障がい者の地域生活を支援する拠点として「＊大分市障がい者相談支援センター」を設置し、365日体制で、障がい者やその家族等からのあらゆる相談に対応してきました。

また、「大分市成年後見センター」において、日常生活の支援や財産管理を行う成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

当事者のアンケート調査では、国や県、市に望むことについては、「困った時にいつでも応じてくれる相談体制の充実」や「グループホームなど地域で共同生活できる住まいの整備」が上位を占めています。

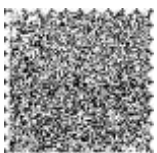
関係者等のアンケート調査では、住居や金銭管理に係る保護者等の不安を解消するため、親なき後の生活支援が求められています。

今後については、親なき後も障がい者が地域で生活を送ることができ、家族の不安を解消するためグループホームの整備や相談支援体制の強化を図るとともに、日常生活をサポートする包括的支援体制の整備が必要です。



計 画

- ①在宅での生活が困難な障がい者の施設入所の待機解消に向け、重度・高齢化に対応したグループホームの整備に努めます。
- ②障がい者が親なき後も地域において自立し安心して生活ができるよう、障がい者の日常生活の支援体制をボランティア、地域住民の協力により充実します。
- ③介護保険と自立支援給付相互の制度に共通する共生型サービスを推進し、高齢障がい者が従来から利用してきた障害福祉サービスを同一事業所で継続して受けられるように取り組みます。
- ④障害者支援施設等からひとり暮らしに移行した障がい者の地域での生活を支援するため、*自立生活援助や*地域定着支援等のサービス提供体制の整備に取り組みます。
- ⑤障がい者の重度・高齢化や「親なき後」を見据え、「大分市成年後見センター」や「大分市障がい者相談支援センター」の機能充実を図ります。
- ⑥障がい者が自主的・主体的にサービスを利用して、住み慣れた地域での生活を継続するために、包括的な支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等が安定的に事業運営できるよう、国や県と連携しながら、人材の確保・育成・定着に努めます。
- ⑦障がい者の在宅支援として、*食の自立支援事業の充実に努めます。
- ⑧障がい者が地域で生活できるよう、居宅介護等の障害福祉サービスの利用の促進を図ります。



4 心豊かに充実した生活をおくれるまちづくり

(1) 相談体制の充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進するためには、関係機関が連携を強化し、情報共有を図るとともに、情報提供や相談体制を充実することが必要です。

障がい者やその家族等からのあらゆる相談に応じるため、地域に「身体障害者相談員」や「知的障害者相談員」、「ろうあ者相談員」を配置するとともに、障がい者相談支援センターの機能強化を図り、関係機関との連携も進めました。

また、民生委員・児童委員、自治委員等と情報連携を行うことで、身近な地域での相談に対応してきました。

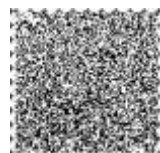
当事者のアンケート調査では、相談機能充実のために必要なものとして、「身近なところで相談できる」「障がいや日常生活など幅広く相談できる」「いつでも相談できる」などが上位に挙がっています。

関係者等のアンケート調査では、基幹相談支援センター設置を通じた、相談支援の強化のほか、福祉サービスなど社会資源に関する情報発信の充実が求められています。

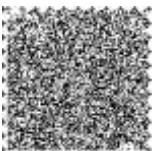
今後についても、身近に相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を促進し、障がい者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ることが必要です。

計 画

- ①障がい福祉ガイドブックの内容の充実を図るとともに、障害福祉サービス提供事業所等の情報提供に努めます。
- ②障がい児（者）や保護者等が身近な地域で、安心して相談できるよう、障がい者相談支援センターの機能強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援など、関係機関等との連携を進め、支援体制の充実を図ります。
- ③地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関として、基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。
- ④民生委員・児童委員、自治委員、身体・知的・精神障がい者相談員等と情報連携を図りながら、身近な地域における相談体制の充実に努めます。



- ⑤一般住宅等へ入居を希望する障がい者に対し必要な相談・助言を行い、地域生活の支援に努めます。
- ⑥障がい者の日常生活の支援と安定を促進するため、＊ピア・カウンセリングの充実を図ります。
- ⑦障がい児（者）や保護者等の相談・交流・情報交換の場である＊障がい者福祉センターの機能強化を図ります。



(2) 情報アクセシビリティの推進

現状と課題

障がい者の自立・社会参加を促進するため、障がいの特性に応じて、情報を得ることに不利益がないよう配慮するとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションが図られるよう、意思疎通支援の充実が必要です。

令和4年5月に障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

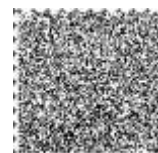
＊ICTの進展を踏まえ、障がい者向けのパソコン教室や身近なツールのスマートフォン教室を開催してきました。

関係者等のアンケート調査では、情報発信等において、ICTを活用するとともに、ICTに不慣れな方々への配慮も求められています。

今後は、障がい者が必要なときに手軽に情報を入手することができるよう、ICTを活用するなど障がいの特性に配慮した複数の手段による情報提供の取組を通じて、情報アクセシビリティの向上を一層推進することが必要です。

計 画

- ①ウェブアクセシビリティへの対応規格となる日本産業規格「＊JIS X 8341-3」に準拠したコンテンツの構築を推進し、誰もが利用しやすいホームページの充実に努めます。
- ②オンライン申請・届出など可能な手続きを拡充し、利便性の向上に努めます。
- ③パソコン周辺機器等の情報支援用具を給付することで、障がい者が各種情報を入手しやすい環境づくりに努めます。
- ④聴覚障がい者や盲ろう者の意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者・＊要約筆者・盲ろう者通訳介助員の養成講座を実施します。
- ⑤支所等に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の意思疎通支援の充実に努めます。
- ⑥障がい者が、福祉・保健・医療制度、雇用・就業やその他各種情報等を取得しやすいよう、パソコン教室やスマートフォン教室を開催します。



(3) 保健・医療の充実

現状と課題

①障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等の予防には、正しい知識の習得と実践が重要です。

安全・安心な妊娠・出産・育児を支援するために、健康診査や健康教育・保健指導等を実施するとともに、障がいの原因となりうる＊生活習慣病の発症及び重症化予防の取組を行ってきました。

また、疾病や外傷の発生に際し、より早期に適切な医療を確保するために＊初期、第二次及び第三次救急医療体制などの充実を図ってきました。

今後についても、これらの事業をより一層充実するために、保健・医療などの関係機関と連携し、障がいの原因となる疾病等を予防するための取組を進めていくことが必要です。

②早期発見・早期治療・早期支援の推進

障がいの重度化を防ぐためには、疾病や障がいを早期に発見し、治療や訓練を行うことにより、生活能力の向上を図ることが必要です。

これまでも医療機関との連携のもとに、乳幼児の疾患や障がいなどの早期発見・早期治療・早期支援のための乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を実施するとともに、早期に適正医療を受けられるように、＊子ども医療費助成、＊未熟児養育医療、＊自立支援医療（育成医療）、＊小児慢性特定疾病医療費助成等を実施してきました。

成年期においては、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指し、市民健康診査・特定健康診査・がん検診・＊骨粗しょう症検診等の健康診査を実施してきました。

また、保健指導や健康教育、健康相談など、生活習慣の改善に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携することで、疾病及び合併症の予防、障がいの軽減や生活能力の向上を図ってきました。

関係者等のアンケート調査では、＊発達障がいや知的障がいについて、早期発見と早期支援の推進が求められています。

今後についても、ライフステージにあわせ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を図り、家庭、地域社会、職場など社会全体が一体となって、早期発見・早期治療・早期支援の支援体制を推進していくことが必要です。



③医療・リハビリテーション

障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するためには、医療及びリハビリテーションの充実が必要です。

障がい者が医療やリハビリテーションを受けるために、＊自立支援医療（更生医療・育成医療・＊精神通院医療）などの各種医療費の公費負担制度等を推進し、経済的な負担の軽減を図ってきました。

今後については、障がい者が身近な地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制の充実が必要です。

④難病に関する施策

難病は、治療方法が確立していないなど医療面での困難さに加え、病状の変化などによる生活面での支障も大きいことから、医療、介護、福祉等の総合的な支援が必要です。

市では、指定難病や小児慢性特定疾病の患者及びその家族に対し、医療費の一部助成や医療相談事業、訪問相談事業を行ってきました。

関係者等のアンケート調査では、難病の理解促進を図るため、市民や支援者等に対する啓発が求められています。

今後についても、様々なニーズに対応するため、難病に対する理解促進を図るとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を深め、支援体制を充実することが必要です。

⑤精神保健・医療の推進

心の不調や精神疾患は、誰もが経験しうる身近なものであり、精神疾患の通院患者数も増加傾向にあることから、誰もが心の健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会づくりを進める必要があります。

市民に対して心の健康や精神疾患に関する正しい知識を普及啓発するとともに、精神保健福祉関係者等に対して関係機関との連携や個別支援におけるさらなる技術の向上を図ることを目的とした研修会を開催してきました。

また、本人やその家族等から精神保健福祉に関する多岐にわたる相談に応じ、必要な支援を行ってきました。

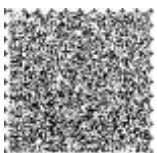
関係者等のアンケート調査では、緊急時や夜間、休日に受診ができる医療体制の整備が求められています。

今後についても、医療機関や福祉施設などの関係機関と緊密に連携しながら、包括的な支援体制を充実させていくことが必要です。



計 画

- ①安全・安心な妊娠・出産・育児のための正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、母子健康手帳交付時の保健指導の充実を図ります。
- ②安全・安心な妊娠・出産・育児を推進するため、妊産婦・乳幼児健康診査の受診率向上に努めます。
- ③職域保健と健康課題を共有する等連携し、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するよう努めます。
- ④疾病や事故に迅速かつ適切に対応するために、休日・夜間を含めた初期、第二次及び第三次救急医療体制の充実を図ります。
- ⑤疾病等を早期に発見するため、健康診査受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。
- ⑥障がいの原因となる疾病等を早期に発見するとともに、適切な医療や支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関相互の連携を図り、障がい児（者）とその家族への支援体制の充実に努めます。
- ⑦生活習慣病及び結核・エイズ・ウイルス性肝炎等感染症の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康相談・健康教育・訪問指導等を実施し、知識の普及・啓発に努めます。
- ⑧医療やリハビリテーションを支援するために、自立支援医療等の給付を実施するとともに、その制度の周知を図ります。
- ⑨障がいのある児童（者）の医療機関などの利用を容易にするため、居宅介護（通院等介助）・＊行動援護・＊同行援護・手話通訳者等の制度の周知を図り、活用を促進します。
- ⑩発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、コミュニケーション支援を要する場合は、＊重度障害者入院時コミュニケーション支援や＊重度訪問介護などの事業を活用し、医療従事者との意思疎通を支援します。
- ⑪難病相談会及び患者・家族への訪問指導等を通して相談体制の充実を図ります。



- ⑫患者相互の交流等を目指して、患者や家族会などの関係団体の活動を支援します。
- ⑬在宅患者の療養を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を充実します。また、研修会を通して支援者の知識・技術の向上を図ります。
- ⑭「障害者総合支援法」で定められた難病患者に対し、障害福祉サービスの提供及び日常生活用具・補装具の給付を行います。
- ⑮難病に関する正しい知識を広げ、患者への配慮等の理解を深めるため、普及啓発を行います。
- ⑯メンタルヘルスや精神疾患等についての正しい知識や地域の相談支援等の社会資源に関する普及啓発を行います。
- ⑰精神保健福祉活動関係機関の職員等を対象に研修を実施し、関係者の資質の向上に努めます。
- ⑱精神疾患等に関する適切な医療サービスの提供が受けられるよう、県や医療機関等の関係機関との連携を推進します。
- ⑲当事者組織や家族会等の支援に取り組めます。
- ⑳入院中の精神障がい者の早期退院や地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を関係機関と連携しながら推進します。



(4) 発達障がい児（者）等への支援

現状と課題

発達障がい児（者）や＊重症心身障がい児（者）が安心して地域社会で暮らせるよう、関係機関と連携し、家族等も含めたきめ細かな支援を行うことが必要です。

適切な時期に適切な医療や支援を受け、障がいや特性に対応した発育や発達を支え、家族が障がいや特性を受容する手助けとなるために家庭訪問や来所・電話相談など障がい児をもつ親への支援に取り組んできました。

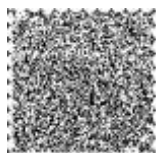
また、地域における生活を支援するため、療育・相談体制の充実を図り、各種福祉サービスの利用援助・調整等を行う「障害児（者）地域療育支援事業」を推進してきました。

関係者等のアンケート調査では、障がい特性に合わせた個別の支援が必要となることから、支援者の知識や相談援助技術の向上のほか、早期発見と早期支援の充実が求められています。

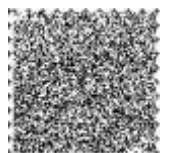
今後は、発達障がい者や重症心身障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ることが必要です。

計 画

- ①障がい児（者）の地域における生活を支援するため、療育・相談体制の充実並びに各種福祉サービスの利用援助・調整等を行う「障害児（者）地域療育等支援事業」の充実を図ります。
- ②障がい児（者）や保護者等が身近な地域で、安心して発達支援及び相談できるよう、施設職員の質の向上に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、就労支援など、関係機関等との連携を進め、支援体制の充実を図ります。
- ③在宅の障がい児に対して、関係機関と連携を図りながら、放課後等デイサービス等の「障害児通所支援事業」や外来療育等の「地域療育等支援事業」等のサービスの充実に努めます。
- ④「障害児（者）地域療育等支援事業」「発達相談」「発達障がい児巡回専門員派遣事業」等を実施することにより、早期支援につなげます。



- ⑤保健、福祉等の関係機関と連携を深め、「障害児（者）地域療育等支援事業」、親子通所事業「にこにこルーム」、児童発達支援、特別支援保育、医療的ケア児教育・保育事業など、障がいやニーズに応じたサービスの利用を促進します。
- ⑥発達に支援が必要な障がい児（者）に対して、「地域療育等支援事業」や「障害児通所支援事業」等を活用し、適切な医療・リハビリテーションにつなげます。
- ⑦重症心身障がい児を療育するため、「障害児通所支援事業」の充実に努めます。
- ⑧発達障がい児（者）や重症心身障がい児（者）及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育その他の関係機関との連携体制の充実に図ります。



(5) 医療的ケア児への支援

現状と課題

医療的ケア児とその家族が地域社会で暮らすためには、社会全体で支援し、医療的ケア児の状況に応じ、切れ目のない支援が必要です。

令和3年9月に医療的ケア児の健やかな成長を図り、その家族の離職の防止を目的に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

医療的ケアの必要な幼児児童生徒が学校（園）において、教育を受ける機会を確保し、合理的配慮の提供を行うとともに、通学等を行う際の医療的ケアや医療機器等の見守り、安全確保等の移動の支援に取り組んできました。

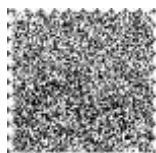
また、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、「＊医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施しました。

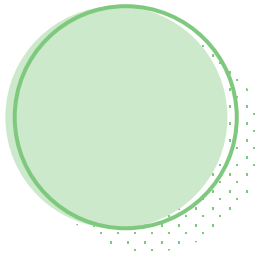
関係者等のアンケート調査では、地域社会において、医療的ケア児についての理解を深める取組のほか、医療、福祉の連携による支援体制の強化が求められています。

今後は、医療的ケア児及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連携体制の強化が必要です。

計 画

- ①学校（園）内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校（園）に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、幼児児童生徒の安全な学校（園）生活及び教育・保育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮を図り、幼児児童生徒の教育機会の保障に努めます。
- ②医療的ケア児及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連携体制の強化を図ります。
- ③在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」の充実を図ります。
- ④災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。
- ⑤通学等を行う際の医療的ケアや医療機器等の見守り、安全確保等の移動の支援を行うため、「＊医療的ケア児移動支援事業」の充実を図ります。





資 料

1 第4期大分市障がい者計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期大分市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に関し広く市民の意見を聴くため、第4期大分市障がい者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害者福祉関係事業者の代表者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

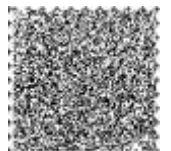
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

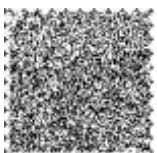
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

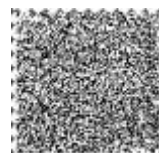
(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。



2 第4期大分市障がい者計画検討委員会委員名簿

No.	氏 名		所属機関・職名
1	学識 経験者	滝口 真	大分大学 福祉健康科学部 准教授
2		帆秋 善生	大分市連合医師会 大分丘の上病院 院長
3	各種団体代表者	増田 真由美	大分市社会福祉協議会 常務理事
4		牧 博彦	大分市自治委員連合会 理事
5		得丸 直子	大分市民生委員児童委員協議会 会長
6		久々宮 賢治	大分県総合雇用推進協会 協会本部業務課長
7		木村 幸二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
8		齊藤 國芳	大分市手をつなぐ育成会 理事長
9		秋吉 一恵	大分市肢体不自由児者父母の会 会長
10		川口 二美	大分県精神保健福祉会・大分すみれ会 会長
11		中山 陽介	大分人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者人権部会長
12	障害福祉関係事業者代表	直野 宏昭	障がい者支援施設ハーモニーの森 施設長
13		武原 孝司	社会福祉法人ラポール マルシェ施設長
14		米澤 幸宏	特定非営利活動法人レガーレ 理事長
15		森 千春	社会福祉法人別府発達医療センター 大分療育センター 地域療育連携室 室長
16		釘宮 慶太	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」センター長
17		矢野 太亮	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」
18	市の職員	齊藤 修造	大分市福祉保健部長



3 第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期大分市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、障害福祉課長の職にある者及び別表に掲げる課等に所属する職員のうちから当該課等の長が指名する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は障害福祉課長の職にある者を、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

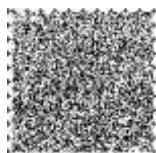
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。



別表（第3条関係）

防災危機管理課、企画課、情報政策課、国際課、スポーツ振興課、広聴広報課、生活安全・男女共同参画課、人権・同和対策課、長寿福祉課、保健総務課、保健予防課、健康課、子育て支援課、保育・幼児教育課、商工労政課、土木管理課、住宅課、都市計画課、まちなみ企画課、都市交通対策課、開発建築指導課、教育委員会事務局教育部学校教育課、学校施設課、人権・同和教育課、社会教育課及び大分市教育センター



4 第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会委員名簿

		氏 名	課 名	職 名
1	委員長	三原 徹	障害福祉課	課長
2	委員	岩瀬 奏一朗	防災危機管理課	主事
3	委員	松岡 健太	企画課	主査
4	委員	赤峰 輝	情報政策課（ICT 推進室）	主査
5	委員	伊藤 雅記	国際課	主査
6	委員	安藤 伸明	スポーツ振興課	参事補
7	委員	正尾 真紀	広聴広報課	参事
8	委員	佐藤 宏俊	生活安全・男女共同参画課	参事補
9	委員	野田 智佳	人権・同和对策課	参事
10	委員	大城 存	長寿福祉課	参事
11	委員	橋本 崇	保健総務課	参事補
12	委員	上村 美穂	保健予防課	参事補
13	委員	合原 菜保子	健康課	参事
14	委員	野村 千春	子育て支援課	主査
15	委員	岡嶋 志保	保育・幼児教育課	専門員
16	委員	関口 功二	商工労政課	主査
17	委員	長吉 雄平	土木管理課	主任
18	委員	其田 康一	住宅課	参事
19	委員	重永 皓平	都市計画課	技師
20	委員	松村 康彦	まちなみ企画課	参事補
21	委員	利光 孝行	都市交通対策課	主査
22	委員	野中 麻衣	開発建築指導課	専門員
23	委員	豊田 早穂	学校教育課	指導主事
24	委員	合澤 祐二	学校施設課	主査
25	委員	川辺 純一郎	人権・同和教育課	参事
26	委員	姫野 雅裕	社会教育課	参事
27	委員	高崎 樹里	大分市教育センター	参事補



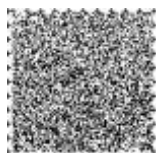
5 計画策定の経過

令和6年度	
年 月 日	事 項
7月18日	令和6年度第1回第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会 ・第4期大分市障がい者計画について ・施策体系（案）・課題について ・素案の作成・スケジュールについて
7月25日	令和6年度第1回第4期大分市障がい者計画検討委員会 ・委員長及び副委員長の選任 ・第4期大分市障がい者計画について ・施策体系（案）・課題について ・素案の作成・スケジュールについて
9月24日	令和6年度第2回第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会 （書面開催） ・第4期大分市障がい者計画（案）について
10月17日	令和6年度第2回第4期大分市障がい者計画検討委員会 ・第4期大分市障がい者計画（案）について
11月14日	令和6年度第3回第4期大分市障がい者計画庁内検討委員会 （書面開催） ・第4期大分市障がい者計画（案）について 統計 計画の基本目標、計画の体系 基本目標1～4
11月28日	令和6年度第3回第4期大分市障がい者計画検討委員会 ・第1章「計画の概要」について ・第2章「障がい者の状況」について ・第3章「施策の現状と課題及び計画」について
12月16日～ 1月16日	パブリックコメント
2月13日	令和6年度第4回第4期大分市障がい者計画検討委員会 ・市民意見公募において寄せられた意見等について ・第4期大分市障がい者計画(案)について



6 用語解説

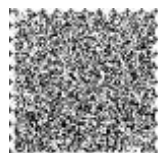
ア行	
インクルーシブ社会	多様性を認め、全ての人が支え合いながらともに生活できる社会。
インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶための仕組みのこと。地域の子どもができる限りともに学ぶことに配慮しつつ、どの子も授業が分かり、学習活動に参加している実感、達成感をもちながら、精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、生きる力をつけていくことをねらいとしている。
医療的ケア・医療的ケア児	医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。
医療的ケア児移動支援事業	喀痰吸引等研修を修了した介護職員等が、対象児が通学等を行う際に、医療的ケアや医療機器等の見守り、安全確保等の移動の支援を行う事業。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定。 令和3年9月18日施行。
医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える利用や医療保険適用外となる自宅外での訪問看護サービスを提供する事業。



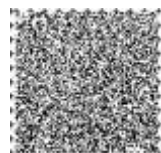
大分市障害者自立支援協議会	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 89 条の 3 の規定に基づき、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への課題について、主に以下のことに関する情報を共有し、協議を行う場として設置。 (1)相談支援事業者の評価に関すること (2)障がい者が自立した日常生活または社会生活を営む支援に関すること (3)地域の関係機関や団体等の相互の連携に関すること (4)その他障がい者への支援体制の整備に関すること
大分障害者職業センター	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構による機関。 障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がい者、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がい者の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供している。
大分市障がい者虐待防止センター	虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの相談受付機関。 虐待を受けた障がい者の安全確認や支援を行う。また、障がい者虐待の防止や障がい者の養護者への支援もあわせて行う。
大分市障がい者相談支援センター	障がい者やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う機関。
大分市成年後見センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、安心して暮らすことができるように、成年後見制度に関する相談及び利用支援等を行う機関。
オストメイト	病気や事故などにより、腹部に排泄のための『ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した人。



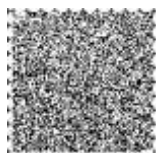
カ行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がい者や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設。 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。
共生社会	障がいがある、ないにかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
緊急通報システム	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が緊急の際、ペンダントボタンを押すことにより通報センターに連絡され、近隣の協力者による援助が得られる緊急通報サービス。
共同生活援助（グループホーム）	地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業のことをいう。 また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。
行動援護	知的がい害又は精神がい害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。



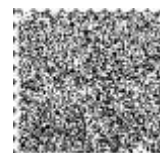
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	通称“バリアフリー法” 高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたもの。 平成 18 年 12 月 20 日施行。
合理的配慮	障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応することをいう。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
骨粗しょう症	骨の代謝バランスが崩れ、もろくなった状態のこと。
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者が支払う 0 歳から高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）までの子どもの医療費（保険診療の自己負担額）を助成。
サ行	
指定難病	難病のうち、(1) 患者数が我が国で一定数に達していない (2) 客観的な診断基準、またはそれに準ずる基準が確立している、の 2 つの要件を満たすものとして厚生労働大臣が認めたもので、医療費助成の対象となる。
市民後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人以外の成年後見制度利用者と親族関係及び交友関係のない第三者であって、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた後見人。
重度障害者入院時コミュニケーション支援	発語困難等がある重度障がい者等が疾病等によって入院した際、コミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、医療従事者との意思疎通を支援する事業。
重症心身障がい	重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している障害。



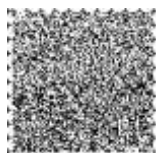
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に対してホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う事業。
障害者雇用促進法	正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」 事業主に対して一定の割合で障がい者の雇用に義務付ける法律。障がい者の職業生活における自立を促すための職業リハビリテーション推進や、差別の禁止、合理的配慮の提供義務などを定めている。
障がい者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいう。平成 30 年 4 月 1 日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられた。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障がい者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障がい者雇用調整金や報奨金が支給される。 令和 6 年 4 月 1 日からの障がい者雇用率については、民間企業では 2.3%から 2.7%に、国・地方公共団体等では 2.6%から 3.0%（教育委員会では 2.5%から 2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和 8 年 6 月 30 日までの間については、民間企業では 2.5%、国・地方公共団体等では 2.8%（教育委員会では 2.7%）とされている。
障害者総合支援法	正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的に行う。これによって、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に制定。 平成 25 年 4 月 1 日施行。



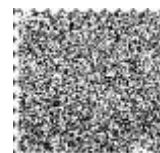
障害者差別解消法	正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定。 合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。 令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられた。 平成28年4月1日施行。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」 全ての障がい者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることから、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定。 令和4年5月25日施行。
障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。
障がい者福祉センター	障がい者の交流を促進し、障がい者の自立および社会参加を図ることを目的として設置された施設。 日常生活に必要な福祉用具の展示と相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を図ることを目的とした機能回復訓練室やウォーキングプールなどを配置。



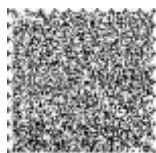
障害者優先調達推進法	正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 国や地方公共団体などが物品等の調達に当たり、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することにより、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進を図ることを目的に制定。 平成 25 年 4 月 1 日施行。
障害の社会モデル	「障害」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方。
小児慢性特定疾病	児童期に発症する疾病で、1) 慢性に経過する、2) 生命を長期にわたって脅かす、3) 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、4) 長期にわたって高額な医療費の負担が続く、の4要件を満たし厚生労働大臣が認めたもの。
就労移行支援事業	一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う事業。
就労継続支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。 「就労継続支援A型」と「就労継続支援B型」の2種類がある。
就労継続支援A型事業	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業。
就労継続支援B型事業	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業。
就労ピアサポートサロン	就職活動中または既に就労している障がい者の交流・情報交換の場を設け、ピア（当事者）スタッフを中心に当事者同士での相談の機会を提供する事業。



社会的障壁	障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
初期救急医療体制 第二次救急医療体制 第三次救急医療体制	初期救急医療体制…外来診療で比較的軽症な患者を受け入れるための体制。 第二次救急医療体制…初期救急医療施設や救急搬送機関との連携により、休日及び夜間における重症患者を受け入れるための体制。 第三次救急医療体制…初期及び第二次救急医療施設等との連携のもと、脳卒中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療領域にわたる重篤患者に対し、高度な専門的医療を総合的に実施するための体制。
小児慢性特定疾病医療費助成	厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童等で、その疾病の程度が一定程度以上である児童等の保護者の方に対し、医療費の一部を助成。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
食の自立支援事業	おおむね 65 歳未満のひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯で調理することが困難な者に対して、栄養のバランスがとれた食事を届ける事業。
自立支援医療 (育成医療)	「児童福祉法」第 4 条第 2 項に規定する障がい児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
自立支援医療 (更生医療)	「身体障害者福祉法」第 4 条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
自立支援医療 (精神通院医療)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。



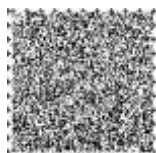
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス。
生活介護事業所	障がい者の日中の時間帯の生活支援を担うほか、運動・リハビリ、生産・創作活動等をサポートする通所施設。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など生活習慣が、発症・進行に関与する疾患群であり、がん（悪性新生物）、心疾患（狭心症や心筋梗塞などの心臓病）、脳血管疾患（脳梗塞やくも膜下出血などの脳の病）などの病気。
成年後見制度	知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の身上監護を行うとともに、財産や権利を保護するための制度のことをいう。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度。
タ行	
代理記載制度	郵便等による不在者投票ができる人で、身体障害者手帳を所持し、上肢または視覚の障がいの程度が１級に該当する人は、あらかじめ届け出た代理人に投票に関する記載をしてもらうことができる制度。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。 地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。
通級	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。



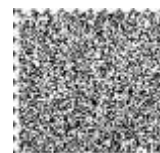
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う。
ときめき作品展	県内在住の障がい者・児による芸術作品展。絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の6部門の作品を募集、展示。
特別支援学級	小学校、中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援連携協議会	医療、福祉、学校等の関係者、学識経験者、関係部局代表等で構成し、各学校に対する教育的支援に関する指導・助言や関係機関等との連携・協力した支援体制の整備等を行う。
ナ行	
難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。 難病医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月1日から338疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は788疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は366疾病である。
日常生活自立支援事業	知的障がい・精神障がい者等に対し、福祉サービス利用の手続や日常的金銭管理等を手伝う事業のことで、社会福祉協議会が実施している。
ノーマライゼーション	北欧から世界へ広まった障がい者施策の重要な概念であり、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い日常生活の条件を、障がい者が得られるようにすることという考え方のことをいう。 障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す。
ハ行	
バスどこ大分	停留所に接近する路線バスの到着予定時間やバスの位置情報等をスマートフォンやパソコンの地図上で確認できるシステム。



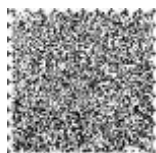
発達障がい	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障がい）、チック症、吃音など、これに類する障がい特性であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 特性を重ねて持つ場合も多く、それぞれの障がいを明確に分けて診断することが難しいことが知られており、年齢や環境により目立つ症状が異なるため、診断された時期により、診断名が変わる場合もある。
バリアフリー	社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障がい者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。
ピアカウンセリング	同じ体験をした仲間が、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越える支援のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいう。 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉。
福祉的就労	一般企業で働くことが難しい場合など、就労系の障がい福祉サービス（就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）を利用して障がい者就労施設で働くこと。
福祉避難所	市より避難情報が発令された場合や、自宅損害等の被害が発生し、避難生活が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などが避難所生活を送るため、必要に応じて開設される「二次避難所」。
ヘルプカード	外見からは障がい等があることがわかりにくい方が、周囲の方に配慮や援助の具体的な内容を知らせるため、カード裏面に、手伝ってほしいことや緊急時の対応等を記載し携帯するカード。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または、高齢者や認知症の方など、外見からは分からなくても「援助」や「配慮」を必要としている方々が携帯し、周囲に「配慮」を要することを知らせるためのマーク。
補助犬	盲導犬・介助犬・聴導犬の総称。



マ行	
未熟児養育医療費助成	入院を必要とする乳児であって、指定養育医療機関の医師が必要と認めた場合、その医療費を助成。
ヤ行	
優先調達	障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入すること
郵便による不在者投票制度	身体障害者手帳を持つ人で一定の障がいのある人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便等により不在者投票ができる制度。 制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がある。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のことをいう。
要約筆記	聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するもののことをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。
ラ行	
リハビリテーション	運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。
ワ行	
輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい	「広げよう！心のバリアフリー」をテーマに、ふれあいを通して、障がいのある人もない人も相互に理解を求めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を目的に開催するイベント。 福祉施設・団体による販売コーナーやステージパフォーマンス披露などを実施。



A～Z	
J I S X 8341-3	正式名称「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」 高齢者や障がい者を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的としている。そのためにウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準として、レベル A、レベル AA、レベル AAA という3つのレベルの達成基準が定められている。
I C T	「Information and Communication Technology」の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。インターネットやアプリケーション、SNS など、情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術のこと。
N P O	「Non Profit Organization」の略。 継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称のことをいう。平成 10 年にこれに法人格を与え活動を促進するための特定非営利活動促進法が成立した。



第4期大分市障がい者計画

発 行：令和7年3月

企画・編集：大分市 福祉保健部 障害福祉課

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

電 話 (097)537-5785

URL <https://www.city.oita.oita.jp/>



